

資料編

《目次》

【資料1】 摂津市災害対策推進条例.....	1
【資料2】 摂津市防災会議条例.....	3
【資料3】 摂津市防災会議 運営規程.....	5
【資料4】 摂津市防災会議委員名簿.....	6
【資料5】 摂津市災害対策本部条例.....	7
【資料6】 摂津市災害対策本部組織図.....	8
【資料7】 災害時における配備職員数.....	9
【資料8】 地震災害時における組織動員.....	15
【資料9】 風水災害時における組織動員.....	22
【資料10】 被害認定基準.....	29
【資料11】 摂津市防災行政無線局管理運用規定.....	30
【資料12】 浸水想定区域内の災害時要援護者関連施設一覧.....	34
【資料13】 緊急交通路一覧.....	37
【資料14】 防災拠点・緊急交通路図.....	38
【資料15】 災害時用臨時ヘリポートの選定基準.....	39
【資料16】 災害救助法による救助の程度・方法等.....	40
【資料17】 食料・生活必需品備蓄一覧.....	48
【資料18】 防災用資機材保有一覧.....	48
【資料19】 大阪府災害救助用食料緊急引渡要領.....	49
【資料20】 応急仮設住宅建設候補地一覧表.....	65
【資料21】 避難路・避難場所等図.....	66
【資料22】 避難所の福祉的整備について.....	67
【様式1】 職員動員報告書.....	68
【様式2】 人的被害状況報告書.....	69
【様式3】 家屋（住家・非住家）被害状況報告書.....	69
【様式4】 人的被害家屋被害集計書.....	70
【様式5】 公共土木施設等被害状況報告書.....	71
【様式6】 公共土木施設等被害集計書.....	71
【様式7】 農地、農業用施設及び農産物被害状況報告書.....	72
【様式8】 農地、農業用施設及び農産物被害集計書.....	72
【様式9】 文教関係被害状況報告書（学校・幼稚園）.....	73
【様式10】 文教関係被害集計書.....	73
【様式11】 商・工業関係被害状況報告書.....	74
【様式12】 商・工業関係被害集計書.....	74
【様式13】 保健衛生関係被害状況報告書.....	75
【様式14】 感染症発生状況報告書.....	75
【様式15】 保健衛生関係被害集計書.....	76
【様式16】 社会福祉・労働施設被害状況報告書.....	77
【様式17】 社会福祉・労働施設被害集計書.....	77
【様式18】 上・下水道施設被害状況報告書.....	78
【様式19】 上・下水道施設被害集計書.....	78
【様式20】 市有建築物等被害状況報告書.....	79
【様式21】 市有建築物等被害集計書.....	79
【様式22】 り災証明願兼証明書.....	80
【様式23】 緊急通行車両等事前届出書及び事前届出済証.....	81
【様式24】 緊急通行車両等確認届出書.....	82
【様式25】 緊急通行車両確認証明書及び標章.....	83
【様式26】 自衛隊の災害派遣要請の様式.....	85
【様式27】 災害情報受付票.....	86

【資料 1】 摂津市災害対策推進条例

平成 18 年 3 月 31 日
条例第 5 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、災害対策に関する施策の基本となる事項を定めることにより、災害対策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 地震、暴風、豪雨、洪水その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他の大規模な事故により生ずる被害をいう。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。
- (3) 自主防災組織 防災を目的として市民が自発的に結成した組織をいう。

(基本理念)

第 3 条 災害対策は、自助(自らの生命は自らが守ることをいう。)、共助(地域における助け合いによって自分たちのまちは自分たちで守ることをいう。))及び公助(行政が市民の安全を確保することをいう。))の精神に基づき、市民、事業者及び市がそれぞれの役割を果たしつつ、連携及び協力を図ることを基本として行われるものとする。

(市の責務)

第 4 条 市は、災害対策を通じて災害に強いまちづくりを推進し、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、その安全を確保するとともに、災害発生後の被災者の援護、まちの復興等に関し必要な措置を講じなければならない。

- 2 市は、災害が発生した場合に効果的な支援体制を確立するため、自主防災組織の育成及び支援に努めるものとする。
- 3 市は、災害の防止及び被災者に対する支援活動を一体的かつ効果的に行うため、自主防災組織その他市内で防災を目的として活動する団体等(以下「市民防災組織」という。))が相互に連携し、補完し合う体制の整備に努めるものとする。
- 4 市は、市民及び事業者が自主的に行う防災活動に対し、支援及び協力を行うものとする。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、災害を防止するため、自己及び家族の安全の確保に努めるとともに、次に掲げる事項について、自ら災害に備えるための手段を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 所有する建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性を確保すること。
- (2) 火災の発生を防止すること。
- (3) 初期消火に必要な器具を準備すること。
- (4) 飲料水及び食料を確保すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、日常の防災対策に関し必要なこと。

2 市民は、地域において相互に協力し、自主防災組織に参加する等防災活動の推進に努めるものとする。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、災害を防止するため、顧客、従業者等並びにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めるものとする。

2 事業者は、災害対策に関し、事業所の周辺地域における住民との連携及び協力を努めるとともに、災害が発生した場合においては、その事業活動の内容等に応じて、地域の復旧及び復興に協力する

よう努めるものとする。

(災害に関する知識の普及、啓発等)

第7条 市は、災害の発生を予防し、又は災害を最小限に抑えるため、必要な調査及び研究を行うよう努めるものとする。

2 市は、前項に規定する調査及び研究の成果について、市民、事業者及び関係機関に情報の提供を行う等災害に関する知識の普及及び啓発を行うものとする。

3 市長は、防災訓練、研修等を通じて職員の防災に関する意識及び能力の向上を図らなければならない。

(災害に強いまちづくりの推進)

第8条 市は、人々が安心して暮らすことができる災害に強いまちづくりを推進するとともに、建築物等の災害に対する安全性を向上させるための指導、啓発及び支援に努めるものとする。

(災害時要援護者の支援体制の整備)

第9条 市は、高齢者、障害者その他災害が発生した場合に特別な配慮及び援護を必要とする者(以下「災害時要援護者」とする。)について、安否の確認及び救護体制の確立に努めるとともに、市民防災組織及び事業者と連携し、地域において災害時要援護者を支援する体制を整備するよう努めるものとする。

(ボランティア活動の環境の整備)

第10条 市は、ボランティアによる被災者に対する支援活動が円滑に行われるよう環境の整備に努めるものとする。

(協定の締結等)

第11条 市は、災害が発生した場合に効果的な支援体制を確立するため、必要に応じて事業者と協定の締結等を行い、災害に備えるものとする。

(防災教育)

第12条 市は、防災活動を支える人材を育て、円滑な防災活動を推進するため、市民防災組織及び事業者と連携し、地域での防災活動、学校教育等を通じて防災に関する教育の充実に努めるものとする。

(避難地及び避難所等の整備)

第13条 市は、避難地及び避難所(災害が発生した場合における避難場所として、あらかじめ市長が指定する場所をいう。)において、必要な人員の確保、物資の備蓄その他被災者を救護するために必要な組織及び施設の整備に努めるとともに、災害対策の調整並びに情報の収集及び提供の場所としての機能の整備に努めるものとする。

2 市は、災害時における適切な応急医療を実施するための設備及び機能の整備に努めるものとする。

(帰宅困難者の事前準備等)

第14条 市内の事業所に通勤し、又は学校に通学する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なもの(以下「帰宅困難者」という。)は、災害時における帰宅に係る安全を確保するため、あらかじめ徒歩による帰宅経路の確認その他必要な準備を行うよう努めるものとする。

2 市は、災害時において帰宅困難者が安全に帰宅することができるように、帰宅困難者の支援体制の確立に努めるものとする。

(復興対策)

第15条 市は、災害からの計画的な復興を図るため、市民、市民防災組織及び事業者と協力し、必要な体制の整備を行うものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

【資料2】 摂津市防災会議条例

昭和38年7月1日

条例第9号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第16条第6項の規定に基づき、摂津市防災会議(以下「防災会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 防災会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 指定地方行政機関(法第2条第4号に規定する指定地方行政機関をいう。)の職員

(2) 指定公共機関(法第2条第5号に規定する指定公共機関をいう。)及び指定地方公共機関(同条第6号に規定する指定地方公共機関をいう。)の職員

(3) 陸上自衛隊の自衛官

(4) 大阪府知事の事務部局の職員

(5) 大阪府警察の警察官

(6) 市内の医療機関の医師

(7) 市長の事務部局の職員

(8) 教育長

(9) 消防長及び消防団長

(10) 自主防災組織(法第2条の2第2号に規定する自主防災組織をいう。)を構成する者又は学識経験のある者

6 前項第1号から第7号まで及び第10号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(所掌事務)

第3条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 摂津市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(2) 市長の諮問に応じて防災に関する重要事項を審議すること。

(3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

(4) 災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、関係機関との連絡調整を図ること。

(5) その他必要な事項

(専門委員)

第4条 防災会議に専門事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、大阪府の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和38年7月10日から施行する。

附 則(昭和38年10月10日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和39年5月27日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和41年10月13日条例第27号)

この条例は、三島町が市となる日から施行する。

附 則(昭和42年3月23日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年3月30日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年10月5日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月30日条例第1号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日条例第16号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成24年11月8日条例第26号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

- 2 この条例の施行の日から平成26年10月14日までの間において、第1条の規定による改正後の摂津市防災会議条例第2条第5項の規定により同項第10号に掲げる者のうちから委嘱される委員の任期は、同条第6項本文の規定にかかわらず、同日までとする。

附 則(平成25年11月1日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

【資料3】 摂津市防災会議 運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、摂津市防災会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 会議は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専決処分)

第3条 緊急を要し、会議を招集する暇がないとき又はやむを得ない事情により会議を招集することができないときは、会長は、会議において議決すべき事項（摂津市地域防災計画の作成及び修正を除く。）を処分することができる。

2 会長は、軽易な事項を処理したとき及び前項の規定による処分をしたときは、次の会議において報告し、承認を求めなければならない。

(会長印)

第4条 会長名をもってする文書に押印する印（以下「会長印」という。）の名称、書体、寸法及びひながたは別表のとおりとする。

(会長印の管理)

第5条 会長印の管理は、総務部防災危機管理課長が行う。

(会長印の作成又は改刻)

第6条 会長印を新たに作成し、又は改刻しようとするときは、会長の決裁を受けなければならない。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、総務部防災危機管理課が行う。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成9年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

別表 略

ひながた 略

【資料4】 摂津市防災会議委員名簿

(令和元年11月1日現在)

	機関及び役職
会 長	摂津市長
第1号委員	近畿農政局大阪府拠点 総括農政推進官
	近畿地方整備局 淀川河川事務所長
第2号委員	日本郵便株式会社摂津郵便局 摂津郵便局長
	西日本旅客鉄道株式会社 茨木駅長
	西日本電信電話株式会社大阪支店 設備部長
	大阪ガス株式会社ネットワークカンパニー北東部導管部設備技術チーム マネージャー
	日本通運株式会社茨木支店 北摂営業課長
	関西電力株式会社 大阪北電力本部北摂配電営業所 託送営業課長
	神安土地改良区 理事長
	淀川右岸水防事務組合 事務局長
	阪急電鉄株式会社高槻市駅(摂津市駅・正雀駅) 総括駅長
	阪急バス株式会社柱本営業所 所長
第3号委員	陸上自衛隊第36普通科連隊 第4中隊長
第4号委員	大阪府茨木土木事務所 所長
	大阪府茨木土木事務所 参事兼地域支援・企画課長
	大阪府茨木保健所 次長
第5号委員	大阪府摂津警察署 署長
第6号委員	一般社団法人摂津市医師会 理事
第7号委員	摂津市副市長
	〃 市長公室長
	〃 総務部長
	〃 市民生活部長
	〃 保健福祉部長
	〃 建設部長
	〃 環境部長
第8号委員	摂津市教育委員会 教育長
第9号委員	摂津市消防本部 消防長
	摂津市消防団長
第10号委員	摂津市自治連合会 副会長
	摂津市婦人防火クラブ連絡会 会長
	特定非営利活動法人NPO政策研究所 専務理事
	特定非営利活動法人摂津市人材サポート・ビューロー 代表理事

【資料5】 摂津市災害対策本部条例

昭和38年7月1日
条例第12号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、摂津市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部長は、必要があると認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年7月10日より施行する。

附 則(昭和41年10月13日条例第27号)

この条例は、三島町が市となる日から施行する。

附 則(昭和42年3月23日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月30日条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成24年11月8日条例第26号)抄

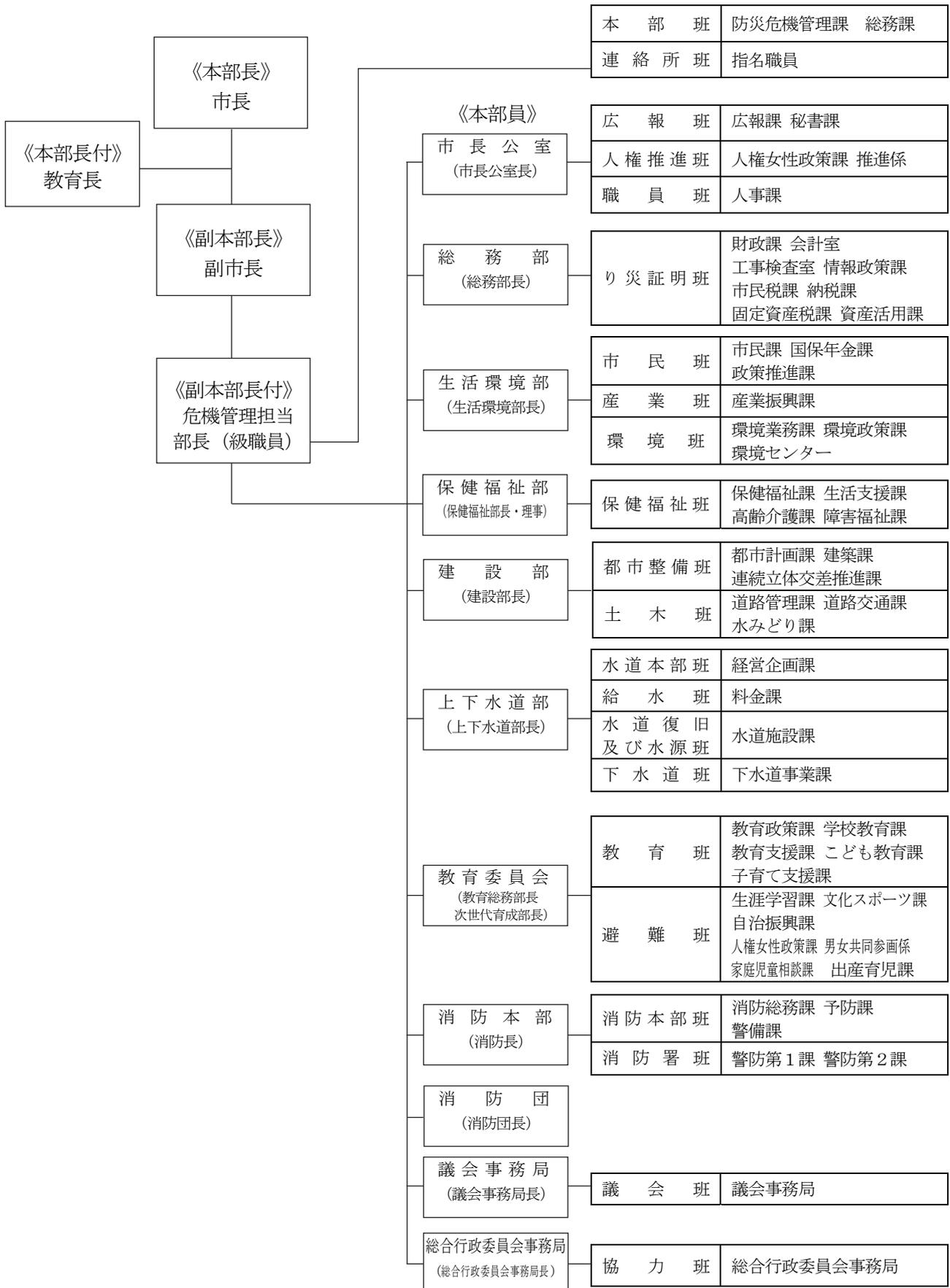
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年3月30日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

【資料6】 摂津市災害対策本部組織図



【資料7】災害時における配備職員数

配備職員数は、おおむね次のとおりとする。

※△印は状況に応じた人員配置

※▲印は管理職及び必要に応じ、その他必要な職員

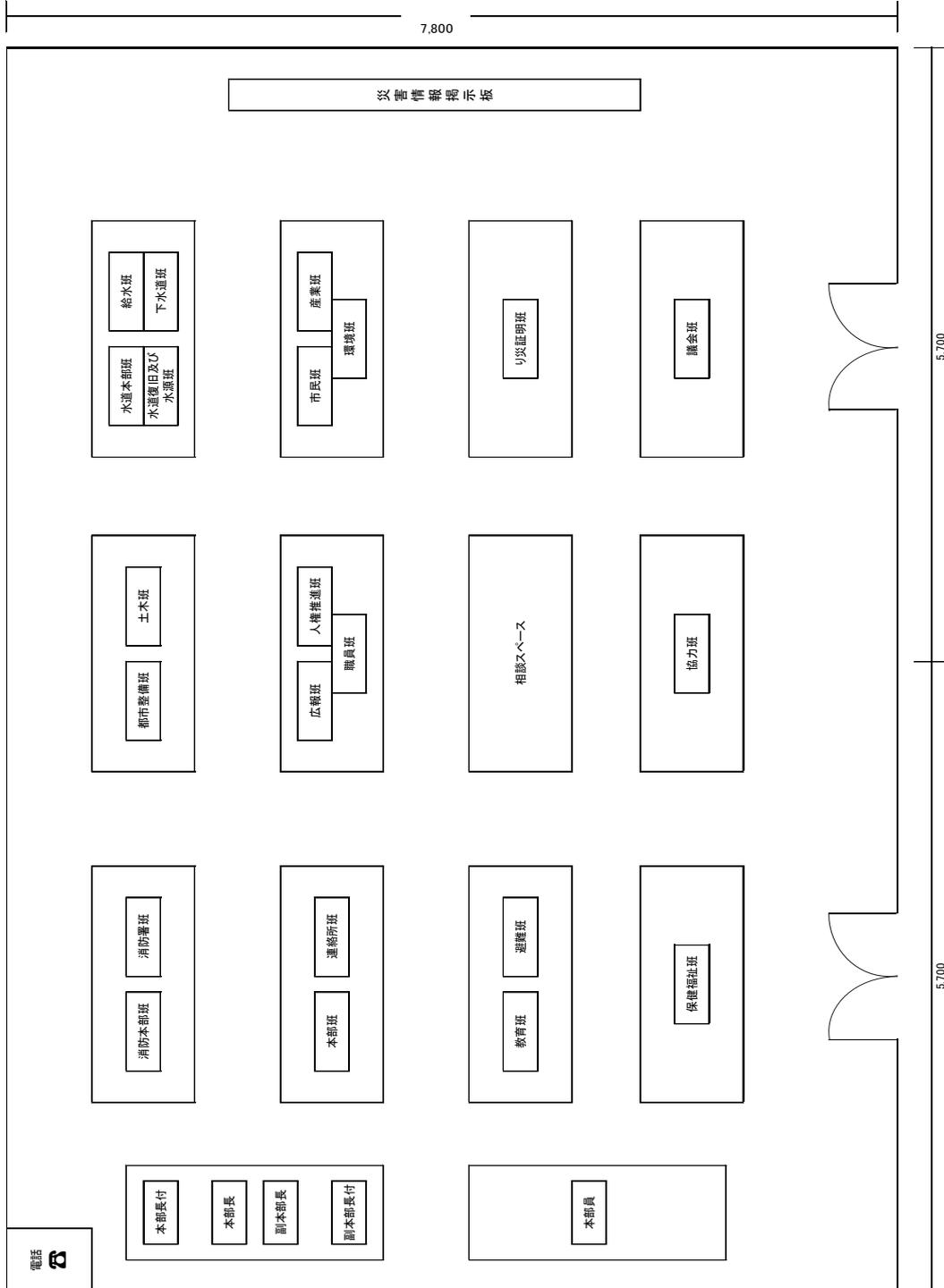
※○印は全員

部 署 (統括部長)	班 名	担 当 課	風水害			地震・事故				
			事前	警戒	A号	B号	C号	A号	B号	C号
市長、副市長、教育長、危機管理担当（部長級）、各部(局)長、市長公室長、消防団長					○	○	○		○	○
危機管理担当 部長（級職員）	本部班	防災危機管理課	別途指定		○	○	○	○	○	○
		総務課	別途指定		△	△	○		▲	○
	連絡所班	指名職員	別途指定		△	△	△		▲	○
市長公室 (市長公室長)	広報班	広報課		△	△	△	○		▲	○
		秘書課		△	△	△	○		▲	○
	人権推進班	人権女性政策課 推進係			△	△	○		▲	○
	職員班	人事課			△	△	○		▲	○
総務部 (総務部長)	り災証明班	資産活用課	別途指定		△	△	○		▲	○
		財政課	別途指定		△	△	○		▲	○
		情報政策課	別途指定		△	△	○		▲	○
		市民税課	別途指定		△	△	○		▲	○
		固定資産税課	別途指定		△	△	○		▲	○
		納税課	別途指定		△	△	○		▲	○
		工事検査室	別途指定		△	△	○		▲	○
		会計室			△	△	○		▲	○
生活環境部 (生活環境部長)	市民班	市民課			△	△	○		▲	○
		国保年金課			△	△	○		▲	○
		政策推進課			△	△	○		▲	○
	産業班	産業振興課			△	△	○		▲	○
	環境班	環境政策課			△	△	○		▲	○
		環境業務課			△	△	○		▲	○
		環境センター			△	△	○		▲	○
保健福祉部 (保健福祉部長・理事)	保健福祉班	保健福祉課			△	△	○		▲	○
		生活支援課			△	△	○		▲	○
		高齢介護課			△	△	○		▲	○
		障害福祉課			△	△	○		▲	○
建設部 (建設部長)	都市整備班	都市計画課	別途指定		△	△	○		▲	○
		連続立体交差推進課	別途指定		△	△	○		▲	○
		建築課	別途指定		△	△	○		▲	○
	土木班	道路管理課	別途指定		△	△	○		▲	○
		道路交通課	別途指定		△	△	○		▲	○
		水みどり課	別途指定		△	△	○		▲	○

部 署 (統括部長)	班 名	担 当 課	風水害					地震・事故		
			事前	警戒	A号	B号	C号	A号	B号	C号
上下水道部 (上下水道部長)	水道本部班	経営企画課	別途指定					別途指定		
	給水班	料金課	別途指定					別途指定		
	水道復旧及び水源班	水道施設課	別途指定					別途指定		
	下水道班	下水道事業課	別途指定	△	△	○		▲	○	
教育委員会 (教育総務部長・ 次世代育成部長)	教育班	教育政策課			△	△	○		▲	○
		学校教育課			△	△	○		▲	○
		教育支援課			△	△	○		▲	○
		子育て支援課			△	△	○		▲	○
		こども教育課			△	△	○		▲	○
	避難班	生涯学習課			△	△	○		▲	○
		文化スポーツ課			△	△	○		▲	○
		自治振興課			△	△	○		▲	○
		人権女性政策課 男女共同参画係			△	△	○		▲	○
		家庭児童相談課 出産育児課			△	△	○		▲	○
消防本部 (消防長)	消防本部班	消防総務課	別途指定					別途指定		
		予防課	別途指定					別途指定		
		警備課	別途指定					別途指定		
	消防署班	警防第1課	別途指定					別途指定		
		警防第2課	別途指定					別途指定		
議会事務局 (議会事務局長)	議会班	議会事務局			△	△	○		▲	○
総合行政委員会事務局 (総合行政委員会事務局長)	協力班	総合行政委員会事務局			△	△	○		▲	○

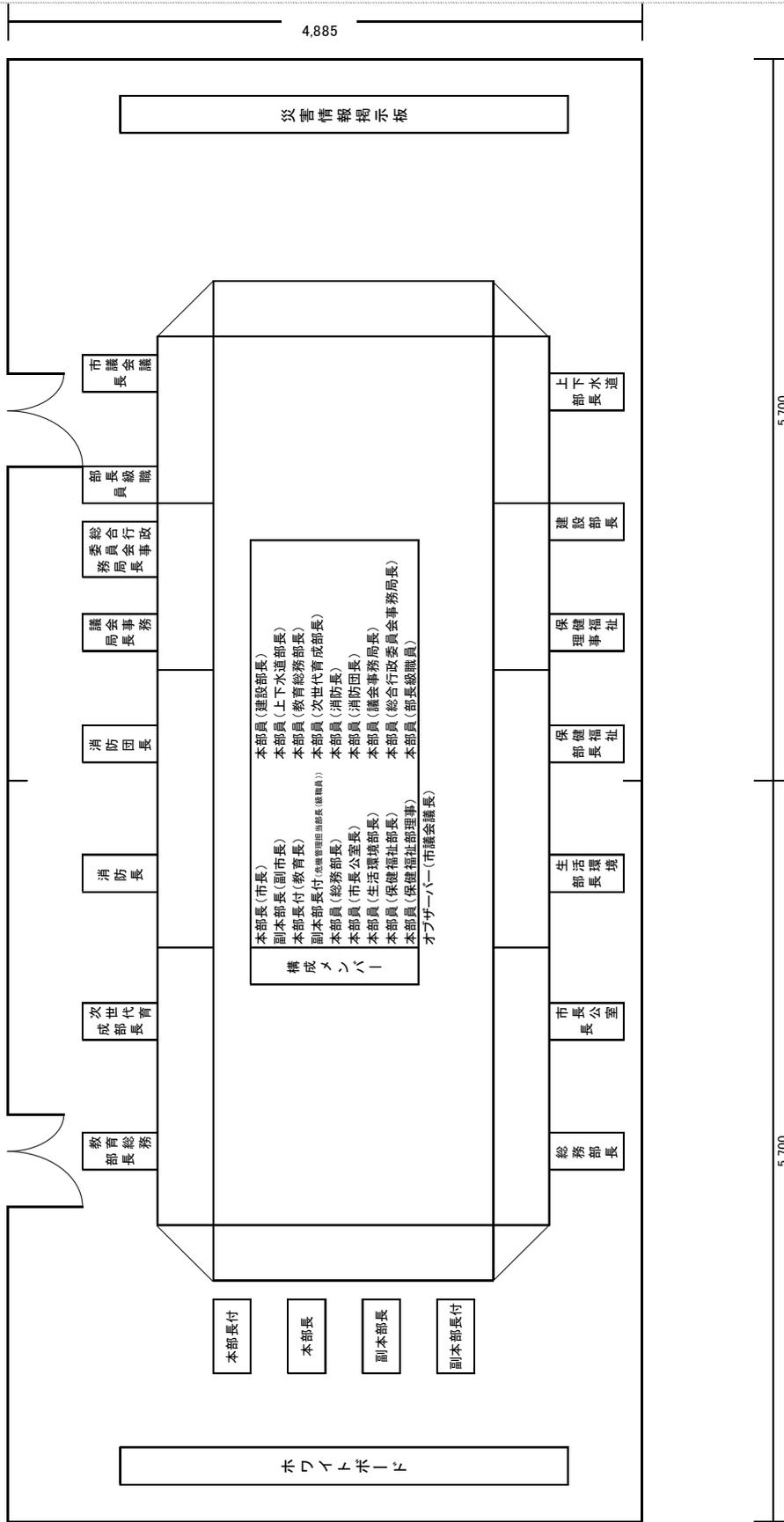
【資料7-1】災害対策本部室レイアウト

※301会議室を想定



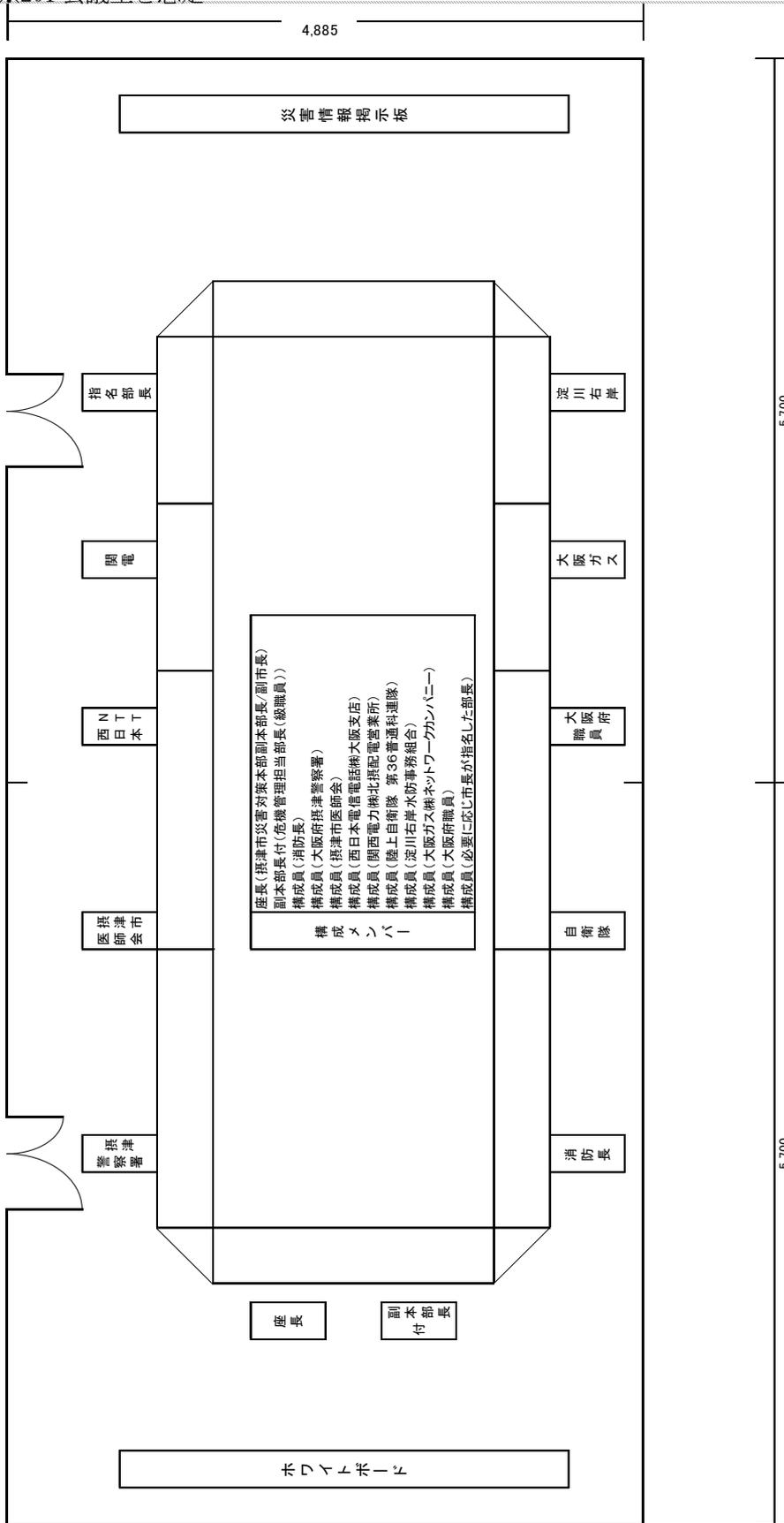
【資料7-2】災害対策本部会議レイアウト

※201 会議室を想定

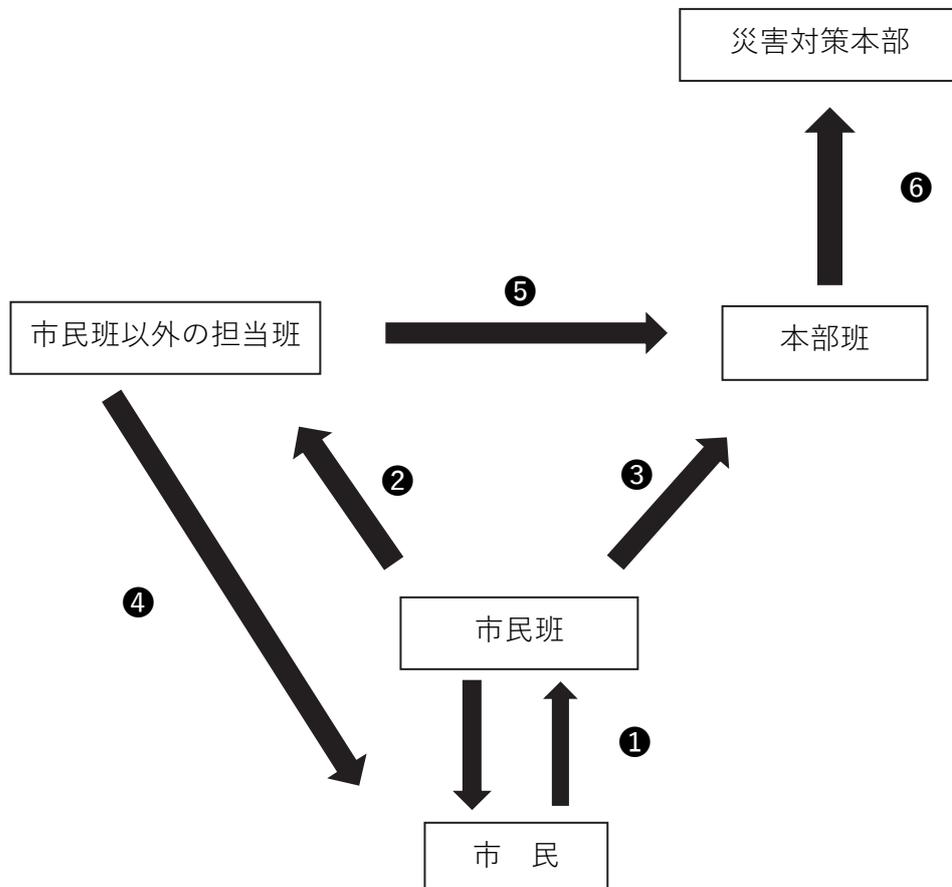


【資料7-3】防災関係機関会議レイアウト

※201 会議室を想定



【資料7-4】市民からの問い合わせのフロー図



- ①市民からの問い合わせ。その場で回答できるものは対応し終了
- ②市民班で対応できないものは、担当の班へ対応を依頼
- ③市民班で対応が終了したしたものについては、集約して本部班に報告
- ④担当班は電話連絡・訪問等をし、必要な対応をとる
- ⑤対応終了後、集約して本部班に報告
- ⑥本部班は、市民班が対応したもの、その他の班が対応したものを取りまとめ、災害対策本部に報告

【資料8】地震災害時における組織動員

◎：最優先任務（地震発生後早急に行うこと） ○：通常の主要任務 ●：継続任務

部署 (統括部長)	班名 【班長】	主な任務 24時間以内の目標	主な任務 3日以内の目標	主な任務 1週間以内の目標（それ以降の任務も含む）
災害対策本部		<ul style="list-style-type: none"> ◎被災状況の把握 ◎配備体制及び災害対策本部設置の決定 ◎避難勧告・指示及び警戒区域の設定 ◎各班の重要事項任務の決定 ○防災関係機関会議を招集 ○災害広報事項の決定及び広報班への指示 ○災害応急対策（二次災害防止対策）の基本方針 ○自衛隊派遣の要請の依頼 ○府及び他市町への応援要請 ○各部間の調整事項 ○府及び関係機関との連絡調整 ◎地震情報等、予想される事態及び対処措置等の市民への周知決定 	<ul style="list-style-type: none"> ●被災状況の把握 ○災害救助法適用の要請 ●災害広報事項の決定及び広報班への指示 ●各部間の調整事項 ●府及び関係機関との連絡調整 ●地震情報等、予想される事態及び対処措置等の市民への周知決定 	<ul style="list-style-type: none"> ●被災状況の把握 ○避難所の閉鎖決定と避難所責任者への指示 ○激甚災害の指定に関する調整 ○災害復旧対策の推進 ●災害広報事項の決定及び広報班への指示 ●各部間の調整事項 ●府及び関係機関との連絡調整 ●地震情報等、予想される事態及び対処措置等の市民への周知決定
危機管理担当部長（級職員）	本部班 【防災危機管理課長】	<ul style="list-style-type: none"> ◎災害情報の収集と班内での共有 ◎緊急防災推進体制時の以下の措置 <ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の事前準備 2 関係機関との連絡調整 3 各班に対する指導 ◎通信手段の確保 ◎配備体制の各部への連絡 ◎各班・各部からの災害情報のとりまとめ及び本部への報告 ◎緊急を要する災害情報に関する隣接市及び関係機関への通報 ◎本部決定事項に関する国、府、自衛隊、隣接市、協定締結市町及び関係機関への協力要請等 ◎国・府等への連絡、報告及び要望 ◎広域応援及び自衛隊の受入体制整備 ◎災害に関する文書の受信及び発出 ◎災害用トラック、乗用車の調達配分計画及び燃料の確保 ◎食料及び生活必需品の調達、確保、検収及び物資輸送力の確保 ◎応急災害救助物資の出納管理 ◎庁舎、電気施設の保全 ○庁舎の警備 ◎緊急交通路の選定及び必要な措置の実施（土木班他） ◎職員の非常招集に関すること ◎部内の災害応急対策計画の策定 ◎淀川右岸水防事務組合との連絡、調整に関すること 	<ul style="list-style-type: none"> ●災害情報の収集と班内での共有 ●各部からの災害情報のとりまとめ及び本部への報告 ●国・府等への連絡、報告及び要望 ●広域応援及び自衛隊の受入体制整備 ●災害に関する文書の受信及び発出 ●災害用トラック、乗用車の調達配分計画及び燃料の確保 ●食料及び生活必需品の調達、確保、検収及び物資輸送力の確保 ●応急災害救助物資の出納管理 ●庁舎の警備 	<ul style="list-style-type: none"> ●災害情報の収集と班内での共有 ○応急仮設住宅の管理 ○市の災害起債及び災害融資に関すること ○市の災害復旧資金計画及び資金調達に関すること ○災害関係費の収入、支出に関すること ○災害救助費の決算 ●各班・各部からの災害情報のとりまとめ及び本部への報告 ●国・府等への連絡、報告及び要望 ●災害に関する文書の受信及び発出 ●災害用トラック、乗用車の調達配分計画及び燃料の確保 ●食料及び生活必需品の調達、確保、検収及び物資輸送力の確保 ●応急災害救助物資の出納管理 ●庁舎の警備 ○応急仮設住宅への入居者選考 ○仮設住宅建設用地の選定 ○応急仮設住宅設置戸数の設定、建設地の選定、応急仮設住宅の建設 ●淀川右岸水防事務組合との連絡、調整に関すること

部署 (総務部長)	主な任務	主な任務	主な任務
	24 時間以内の目標	3 日以内の目標	1 週間以内の目標 (それ以降の任務も含む)
班名 【班長】			
連絡所班 【防災危機管理課長代理】	<ul style="list-style-type: none"> ◎災害情報の収集と本部班への連絡 ◎避難所の開設 ◎初期の河川等の水防に係る巡視 ◎初期の所管地域の被害状況の調査 ◎初期の市民からの要望受付 ◎避難誘導 ◎連絡所における相談所の開設 (市民班) 		
広報班 【広報課長】	<ul style="list-style-type: none"> ◎災害情報の収集と本部班への連絡 ◎本部指示による災害広報事項の精査 ◎広報資料の作成及び広報に関する情報の一元管理 ○記者会見の日時等の調整 ◎広報実施方法の決定 ◎避難勧告・指示の伝達等緊急広報 ◎報道機関への情報提供及び連携による広報活動 ◎災害現場に置ける災害写真の撮影・取材等 ○本部長及び副本部長の秘書業務 ◎部内の災害応急対策計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●災害情報の収集と本部班への連絡 ●本部指示による災害広報事項の精査 ●広報資料の作成及び広報に関する情報の一元管理 ●記者会見の日時等の調整 ●避難勧告・指示の伝達等緊急広報 ●報道機関への情報提供及び連携による広報活動 ●災害現場に置ける災害写真の撮影・取材等 ●本部長及び副本部長の秘書業務 	<ul style="list-style-type: none"> ●災害情報の収集と本部班への連絡 ●本部指示による災害広報事項の精査 ●広報資料の作成及び広報に関する情報の一元管理 ●記者会見の日時等の調整 ●避難勧告・指示の伝達等緊急広報 ●報道機関への情報提供及び連携による広報活動 ●災害現場に置ける災害写真の撮影・取材等 ●本部長及び副本部長の秘書業務
人権推進班 【人権女性政策課長】	<ul style="list-style-type: none"> ◎災害情報の収集と本部班への連絡 ◎要配慮者の把握と本部班・保健福祉班への定期報告 	<ul style="list-style-type: none"> ●災害情報の収集と本部班への連絡 ●要配慮者の把握と本部班・保健福祉班への定期報告 ○プライバシーに配慮した避難所運営のため避難班と連携 	<ul style="list-style-type: none"> ●災害情報の収集と本部班への連絡 ●要配慮者の把握と本部班・保健福祉班への定期報告 ●プライバシーに配慮した避難所運営のため避難班と連携 ○避難者のこのころのケアをするためカウンセリングの要請
職員班 【人事課長】	<ul style="list-style-type: none"> ◎災害情報の収集と本部班への連絡 ◎職員再配置及び各部、班間の人員配置等の調整 ○動員職員に対する食料の調達と供給 	<ul style="list-style-type: none"> ●災害情報の収集と本部班への連絡 ●職員再配置及び各部、班間の人員配置等の調整 ●動員職員に対する食料の調達と供給 	<ul style="list-style-type: none"> ●災害情報の収集と本部班への連絡 ●職員再配置及び各部、班間の人員配置等の調整 ●動員職員に対する食料の調達と供給 ○公務災害補償その他職員に対する給付及び援助業務 ○カウンセラーの派遣 (必要に応じて)
り災証明書 【固定資産税課長】	<ul style="list-style-type: none"> ◎災害情報の収集と本部班への連絡 ※地震災害時は、被災家屋調査が実施可能になるまで避難班の任務をサポートする 	<ul style="list-style-type: none"> ●災害情報の収集と本部班への連絡 ○被災家屋の調査 ○り災台帳作成に向けたコンピュータシステムにおける住民情報等の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ●災害情報の収集と本部班への連絡 ○被災家屋の調査 ○災害に伴う税の減免措置業務 ○り災証明発行体制の整備 (り災台帳作成・受付・発行) ○公営住宅等の一時供与等に関する情報収集及び斡旋
市民班 【市民課長】	<ul style="list-style-type: none"> ◎災害情報の収集と本部班への連絡 ◎所管施設の被害調査 ◎庁内における災害相談窓口の開設 	<ul style="list-style-type: none"> ●災害情報の収集と本部班への連絡 ●所管施設の被害調査 	<ul style="list-style-type: none"> ●災害情報の収集と本部班への連絡 ●所管施設の被害調査

部署 (統括部長)	主な任務	主な任務	主な任務
	24 時間以内の目標	3 日以内の目標	1 週間以内の目標 (それ以降の任務も含む)
班名 【班長】			
産業班 【産業振興課長】	<p>◎連絡所における相談所の開設</p> <p>◎市民からの通報・相談・要望等の受付及び本部班 (必要に応じて各班) への報告 (要望は直ちに各班に伝達)</p> <p>◎電話による問合せ・相談等への対応</p> <p>◎市民からの問合せ内容の精査と関係部長または班長への連絡</p> <p>○本部内における専属的な安否確認受付体制 (安否窓口係) の設置</p> <p>○市民の安否情報の収集 (保健福祉班等から)</p> <p>◎遺体の収容、安置及び埋火葬</p> <p>○避難班からの避難者名簿の受領及び避難者名簿情報の整理</p> <p>◎災害応急対策等に関する自治会等への協力要請 (保健福祉班)</p> <p>◎部内の災害応急対策計画の策定</p>	<p>●市民からの通報・相談・要望等の受付及び本部班 (必要に応じて各班) への報告 (要望は直ちに各班に伝達)</p> <p>●電話による問合せ・相談等への対応</p> <p>●市民からの問合せ内容の精査と関係部長または班長への連絡</p> <p>●市民の安否情報の収集 (保健福祉班等から)</p> <p>●遺体の収容、安置及び埋火葬</p> <p>●避難班からの避難者名簿の受領及び避難者名簿情報の整理</p>	<p>●市民からの通報・相談・要望等の受付及び本部班 (必要に応じて各班) への報告 (要望は直ちに各班に伝達)</p> <p>●電話による問合せ・相談等への対応</p> <p>●市民からの問合せ内容の精査と関係部長または班長への連絡</p> <p>●市民の安否情報の収集 (保健福祉班等から)</p> <p>●遺体の収容、安置及び埋火葬</p> <p>●避難班からの避難者名簿の受領及び避難者名簿情報の整理</p>
環境班 【環境業務課長】	<p>◎災害情報の収集と本部班への連絡</p> <p>◎食料及び生活必需品の調達、確保</p> <p>◎民間業者への物資の調達・配送要請及び本部班への報告</p>	<p>◎災害情報の収集と本部班への連絡</p> <p>◎食料及び生活必需品の調達、確保</p> <p>○物価の監視・情報収集、不正計量防止</p> <p>○生活必需品等に関する情報提供 (広報班)</p>	<p>●災害情報の収集と本部班への連絡</p> <p>●食料及び生活必需品の調達、確保</p> <p>○耕地の被害調査と応急措置の技術指導の実施 (土木班)</p> <p>○商工業者の被害調査、復旧対策</p> <p>○り災商工業者の復旧資金の融資あっせん事務</p> <p>○災害用農林金融あっせん業務</p> <p>○その他商工会等との連絡調整</p>
保健福祉班 【保健福祉課長】	<p>◎災害情報の収集と本部班への連絡</p> <p>○ごみ及び災害廃棄物等処理施設、清掃業者及びごみ収集車の被害状況調査</p> <p>◎し尿収集・処理計画の策定と実施</p> <p>◎廃棄物処理等に係る関係業者等への協力依頼</p>	<p>○ごみ収集に関する広報 (市民班・広報班)</p> <p>○ごみ収集・処理計画の策定</p> <p>●し尿収集・処理計画の策定と実施</p> <p>●廃棄物処理等に係る関係業者等への協力依頼</p>	<p>○ごみ収集・処理計画、災害廃棄物等処理計画の策定</p> <p>●し尿収集・処理計画の策定と実施</p> <p>●廃棄物処理等に係る関係業者等への協力依頼</p>
保健福祉部 (保健福祉部長・理事)	<p>【グループ共通】</p> <p>◎災害情報の収集と本部班への連絡</p> <p>◎所管施設の被害調査</p> <p>【保健グループ】</p> <p>○本部内における専属的な安否確認受付体制 (安否窓口係) の設置 (市民班)</p> <p>◎保健衛生関係被害及び医療機関の被害状況の調査</p> <p>◎安否情報の取りまとめ及び市民班への情報提供</p> <p>◎医師会、保健所、医療機関等との連絡、応援要請等</p> <p>◎医療コーディネーターの任命及び災害緊急医療隊の派遣要請 (部長) のための医療情報提供</p> <p>◎医療救護所の設置</p> <p>◎応急救護所における応急処置・トリアージ等</p> <p>◎人的被害、医療機関被害状況、活動状況、被災地医療ニーズ等の把握と府への報告 (本部班)</p>	<p>【グループ共通】</p> <p>●災害情報の収集と本部班への連絡</p> <p>●所管施設の被害調査</p> <p>【保健グループ】</p> <p>●安否情報の取りまとめ及び市民班への情報提供</p>	<p>【グループ共通】</p> <p>●災害情報の収集と本部班への連絡</p> <p>●所管施設の被害調査</p> <p>【保健グループ】</p> <p>●安否情報の取りまとめ及び市民班への情報提供</p> <p>●応急救護所における応急処置・トリアージ等</p> <p>●人的被害、医療機関被害状況、活動状況、被災地医療ニーズ等の把握と府への報告 (本部班)</p>

部署 (総務部長)	班名 【班長】	主な任務	主な任務	主な任務
		<p>24 時間以内の目標</p> <p>◎市民への医療機関情報の提供（本部班・広報班） ◎医薬品等の確保・供給活動 ◎専門医療が必要となる疾病対策及び現地医療活動、後方医療活動等の実施</p> <p>◎感染症予防、感染症患者の調査、受入れ等の防疫活動の実施 ◎被災者の健康維持活動（巡回相談、心の健康相談等の実施）</p> <p>【福祉グループ】 ◎福祉避難所の開設準備 ◎福祉避難所の避難状況に関する本部班への定期報告 ◎災害時要援護者に対する支援の実施 ◎避難所等における食料及び生活必需品等の物資供給計画の作成及び本部班への報告 ○物資供給計画に基づく物資の配分と配送 ◎災害応急対策等に関する自治会等への協力要請（避難班） ◎部内の災害応急対策計画の策定</p>	<p>3 日以内の目標</p> <p>●市民への医療機関情報の提供（本部班・広報班） ●医薬品等の確保・供給活動 ●専門医療が必要となる疾病対策及び現地医療活動、後方医療活動等の実施</p> <p>●感染症予防、感染症患者の調査、受入れ等の防疫活動の実施 ●被災者の健康維持活動（巡回相談、心の健康相談等の実施）</p> <p>【福祉グループ】 ○ボランティアの受入れ、支援及び調整 ●福祉避難所の避難状況に関する本部班への定期報告 ●災害時要援護者に対する支援の実施 ●避難所等における食料及び生活必需品等の物資供給計画の作成及び本部班への報告 ●物資供給計画に基づく物資の配分と配送 ○義援金に関する募集、受領及び配分に関する庶務 ○見舞金の交付</p>	<p>1 週間以内の目標（それ以降の任務も含む）</p> <p>●市民への医療機関情報の提供（本部班・広報班） ●医薬品等の確保・供給活動 ●専門医療が必要となる疾病対策及び現地医療活動、後方医療活動等の実施</p> <p>●感染症予防、感染症患者の調査、受入れ等の防疫活動の実施 ●被災者の健康維持活動（巡回相談、心の健康相談等の実施）</p> <p>【福祉グループ】 ●ボランティアの受入れ、支援及び調整 ●福祉避難所の避難状況に関する本部班への定期報告 ●災害時要援護者に対する支援の実施 ●避難所等における食料及び生活必需品等の物資供給計画の作成及び本部班への報告 ●物資供給計画に基づく物資の配分と配送 ○義援金に関する募集、受領及び配分に関する庶務 ○見舞金の交付</p>
建設部 (建設部長)	都市整備班 【都市計画課長】	<p>◎災害情報の収集と本部班への連絡 ◎応急危険度判定が実施可能になるまで、土木班の任務をサポートする。</p> <p>◎部内の災害応急対策計画の策定</p>	<p>●土木班をサポートする。 ●災害情報の収集と本部班への連絡 ○被災建築物の応急危険度判定実施の必要性検討（必要時は本部長へ進言） ○被災建築物の応急危険度判定の実施に係る調整・準備・広報（広報班）</p>	<p>●土木班をサポートする。 ●災害情報の収集と本部班への連絡 ○被災住宅の応急修理のための関係業者等への協力依頼</p> <p>○被災建築物の応急危険度判定の実施及び判定結果の本部班への報告</p>
土木班 【道路管理課長】		<p>◎災害情報の収集と本部班への連絡 ◎被災施設・危険個所の点検・応急措置（避難対策や立入制限を含む） ◎緊急交通路の選定及び必要な措置の実施（本部班他） ◎道路、橋梁に関する被害状況調査 ◎渋滞及び各種交通機関の状況等収集 ○土砂、災害廃棄物等、廃材等障害物等の除去（環境班等） ◎二次災害防止及び交通応急対策に関する大阪府及び関係機関との連絡、調整</p> <p>◎公園被害状況調査 ◎浸水被害の調査、報告に関すること ◎浸水の応急対策に関すること ◎ため池、用排水路等の障害物除去及び応急対策に関すること ◎水路、樋門の被害調査に関すること</p>	<p>●災害情報の収集と本部班への連絡 ●被災施設・危険個所の点検・応急措置（避難対策や立入制限を含む） ●緊急交通路の選定及び必要な措置の実施（本部班他） ●道路、橋梁に関する被害状況調査 ●渋滞及び各種交通機関の状況等収集 ●土砂、災害廃棄物等、廃材等障害物等の除去（環境班等） ●二次災害防止及び交通応急対策に関する大阪府及び関係機関との連絡、調整</p> <p>○復旧工事に係る委託業者及び機械の動員、配置並びに応急対策活動の指示 ●公園被害状況調査 ●浸水被害の調査、報告に関すること ●浸水の応急対策に関すること ●ため池、用排水路等の障害物除去及び応急対策に関すること ●水路、樋門の被害調査に関すること ●耕地の被害調査と応急措置の技術指導の実施（産業班）</p>	<p>●災害情報の収集と本部班への連絡 ●被災施設・危険個所の点検・応急措置（避難対策や立入制限を含む） ●緊急交通路の選定及び必要な措置の実施（本部班他） ●道路、橋梁に関する被害状況調査 ●渋滞及び各種交通機関の状況等収集 ●土砂、災害廃棄物等、廃材等障害物等の除去（環境班等） ●二次災害防止及び交通応急対策に関する大阪府及び関係機関との連絡、調整</p> <p>○復旧工事に係る委託業者及び機械の動員、配置並びに応急対策活動の指示 ●公園被害状況調査 ●浸水被害の調査、報告に関すること ●浸水の応急対策に関すること ●ため池、用排水路等の障害物除去及び応急対策に関すること ●水路、樋門の被害調査に関すること ●耕地の被害調査と応急措置の技術指導の実施（産業班）</p>

部署 (総務部長)		主な任務		主な任務		主な任務	
班名 【班長】	24 時間以内の目標	3 日以内の目標	1 週間以内の目標 (それ以降の任務も含む)				
水道本部班 【経営企画 課長】	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 災害情報の収集と本部班への連絡 ◎ 水道施設の被害状況及び応急対策の実施状況等の本部への報告 ◎ 応急給水体制に関する応援要請 ◎ 部内の災害応急対策計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害情報の収集と本部班への連絡 ● 水道施設の被害状況及び応急対策の実施状況等の本部への報告 	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害情報の収集と本部班への連絡 ● 水道施設の被害状況及び応急対策の実施状況等の本部への報告 ○ 水道事業の災害復旧計画 				
給水班 【料金課長】	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 災害情報の収集と水道本部班への連絡 ◎ 断水状況の調査及び応急給水の実施状況等の水道本部班への報告 ◎ 応急給水等に係る広報宣伝 (広報班) ◎ 応急給水の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害情報の収集と水道本部班への連絡 ● 断水状況の調査及び応急給水の実施状況等の水道本部班への報告 ● 応急給水等に係る広報宣伝 (広報班) ● 応急給水の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害情報の収集と水道本部班への連絡 ● 断水状況の調査及び応急給水の実施状況等の水道本部班への報告 ● 応急給水等に係る広報宣伝 (広報班) ● 応急給水の実施 				
水道復旧及び水源班 【水道施設 課長】	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 災害情報の収集と水道本部班への連絡 ◎ 災害応急対策資材の調達 ◎ 水道工事事業者への協力依頼及び応急復旧対策活動 ◎ 水道施設における被害状況及び応急復旧対策の実施状況等の水道本部班への報告 ◎ 災害発生直後の受水及び配水の状況確認と調整 ◎ 浄・送水施設の管理と浄水の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害情報の収集と水道本部班への連絡 ● 災害応急対策資材の調達 ● 水道工事事業者への協力依頼及び応急復旧対策活動 ● 水道施設における被害状況及び応急復旧対策の実施状況等の水道本部班への報告 ● 災害発生直後の受水及び配水の状況確認と調整 ● 浄・送水施設の管理と浄水の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害情報の収集と水道本部班への連絡 ● 災害応急対策資材の調達 ● 水道工事事業者への協力依頼及び応急復旧対策活動 ● 水道施設における被害状況及び応急復旧対策の実施状況等の水道本部班への報告 ● 災害発生直後の受水及び配水の状況確認と調整 ● 浄・送水施設の管理と浄水及び配水の確保 				
下水道班 【下水道事業 課長】	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 災害情報の収集と本部班への連絡 ◎ 下水道施設の被害調査及び応急復旧対策 (仮設トイレを除く) ◎ 浸水被害の調査、報告に関する事 ◎ 浸水の応急対策に関する事 	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害情報の収集と本部班への連絡 ● 下水道施設の被害調査及び応急復旧対策 (仮設トイレを除く) ● 浸水被害の調査、報告に関する事 ● 浸水の応急対策に関する事 	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害情報の収集と本部班への連絡 ● 下水道施設の被害調査及び応急復旧対策 (仮設トイレを除く) ● 浸水被害の調査、報告に関する事 ● 浸水の応急対策に関する事 				
教育班 【教育政策 課長】	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 災害情報の収集と本部班への連絡 ◎ 文教施設・児童福祉施設及び幼児、児童、生徒の被害調査 ◎ 文教施設・児童福祉施設の応急復旧対策の実施及び調整 ◎ 文教施設・児童福祉施設への情報伝達 ◎ 幼児、児童、生徒の避難誘導 ◎ 応急教育・保育の実施 (休園・所・室、休校、授業・保育の短縮等の措置及び開校等準備) ○ 教員等の動員、補充に関する事 	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害情報の収集と本部班への連絡 ● 文教施設・児童福祉施設及び幼児、児童、生徒の被害調査 ● 文教施設・児童福祉施設の応急復旧対策の実施及び調整 ● 文教施設・児童福祉施設への情報伝達 ● 幼児、児童、生徒の避難誘導 ● 応急教育・保育の実施 (休園・所・室、休校、授業・保育の短縮等の措置及び開校等準備) ● 教員等の動員、補充に関する事 	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害情報の収集と本部班への連絡 ● 文教施設・児童福祉施設及び幼児、児童、生徒の被害調査 ● 文教施設・児童福祉施設の応急復旧対策の実施及び調整 ● 文教施設・児童福祉施設への情報伝達 ● 幼児、児童、生徒の避難誘導 ● 応急教育・保育の実施 (休園・所・室、休校、授業・保育の短縮等の措置及び開校等準備) ● 教員等の動員、補充に関する事 				

上下水道部 (上下水道部長)

教育委員会 (教育総務部長・次世代育成部長)

部署 (統括部長)	班名 【班長】	主な任務	主な任務	主な任務
	避難班 【生涯学習課長】	<ul style="list-style-type: none"> ◎災害情報の収集と本部班への連絡 ◎避難所責任者の派遣及び避難所の開設 ◎避難所の管理及び運営支援 ◎避難誘導 ◎避難者名簿の作成 ◎避難所の避難状況に関する本部班への定期報告 ◎部内の災害応急対策計画の策定 ◎災害応急対策等に関する自治会等への協力要請 (保健福祉班) ◎地震情報・災害情報の収集と本部班への連絡 ◎通信手段の確保 ◎緊急防災推進体制時の以下の措置 (消防署班) <ul style="list-style-type: none"> 1 消防職・団員の非常招集 2 被害状況の把握及び伝達 3 火災延焼防止措置及び救出 ◎警防本部の設置 ◎出火防止、消火、延焼防止活動 ◎救急・救助活動 ◎消防団等関係機関との連絡 ◎危険物施設の災害予防と応急対策 ○災害広報 ○資材、特殊機材の調達、整備 	<ul style="list-style-type: none"> ●災害情報の収集と本部班への連絡 ●避難所の管理及び運営支援 ●避難者名簿の作成 ●避難所の避難状況に関する本部班への定期報告 ○避難所の閉鎖 ●地震情報・災害情報の収集と本部班への連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ●災害情報の収集と本部班への連絡 ●避難所の管理及び運営支援 ●避難者名簿の作成 ●避難所の避難状況に関する本部班への定期報告 ○避難所の閉鎖 ●地震情報・災害情報の収集と本部班への連絡
	消防本部班 【消防総務課長】	<ul style="list-style-type: none"> ◎地震情報・災害情報の収集と本部班への連絡 ◎通信手段の確保 ◎勤務時間外での地震発生直後における以下の措置 <ul style="list-style-type: none"> 1 府及び関係機関との連絡 2 被害状況の把握及び伝達 3 その他、状況に応じて必要なこと 4 本部班登庁後の上記業務の引き継ぎ ◎緊急防災推進体制時の以下の措置 (消防本部班) <ul style="list-style-type: none"> 1 消防職・団員の非常招集 2 被害状況の把握及び伝達 3 火災延焼防止措置及び救出 ◎出火防止、消火、延焼防止活動 ◎救急・救助活動 ◎応急救護所における応急処置・トリアージ等 ○消防施設の整備に関すること ○人員及び主力機械の配置に関すること ○災害の防ぎよ活動に関すること 	<ul style="list-style-type: none"> ●地震情報・災害情報の収集と本部班への連絡 ●出火防止、消火、延焼防止活動 ●救急・救助活動 ●消防団等関係機関との連絡 ●危険物施設の災害予防と応急対策 ●災害広報 ●資材、特殊機材の調達、整備 ●地震情報・災害情報の収集と本部班への連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ●出火防止、消火、延焼防止活動 ●救急・救助活動 ●消防団等関係機関との連絡 ●危険物施設の災害予防と応急対策 ●災害広報 ●資材、特殊機材の調達、整備 ●地震情報・災害情報の収集と本部班への連絡
消防本部 (消防長)	消防署班 【消防署長】	<ul style="list-style-type: none"> ◎地震情報・災害情報の収集と本部班への連絡 ◎通信手段の確保 ◎勤務時間外での地震発生直後における以下の措置 <ul style="list-style-type: none"> 1 府及び関係機関との連絡 2 被害状況の把握及び伝達 3 その他、状況に応じて必要なこと 4 本部班登庁後の上記業務の引き継ぎ ◎緊急防災推進体制時の以下の措置 (消防本部班) <ul style="list-style-type: none"> 1 消防職・団員の非常招集 2 被害状況の把握及び伝達 3 火災延焼防止措置及び救出 ◎出火防止、消火、延焼防止活動 ◎救急・救助活動 ◎応急救護所における応急処置・トリアージ等 ○消防施設の整備に関すること ○人員及び主力機械の配置に関すること ○災害の防ぎよ活動に関すること ○火災により焼失した家屋等の火災原因調査実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●地震情報・災害情報の収集と本部班への連絡 ●出火防止、消火、延焼防止活動 ●救急・救助活動 ●応急救護所における応急処置・トリアージ等 ●消防施設の整備に関すること ●人員及び主力機械の配置に関すること ●災害の防ぎよ活動に関すること ○火災により焼失した家屋等の火災原因調査実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●地震情報・災害情報の収集と本部班への連絡 ●出火防止、消火、延焼防止活動 ●救急・救助活動 ●応急救護所における応急処置・トリアージ等 ●消防施設の整備に関すること ●人員及び主力機械の配置に関すること ●災害の防ぎよ活動に関すること ●火災により焼失した家屋等の火災原因調査実施

		主な任務		主な任務	
部署 (統括部長)		主な任務		主な任務	
班名 【班長】	24 時間以内の目標	3 日以内の目標	1 週間以内の目標 (それ以降の任務も含む)		
議会班 【議会事務局 局次長】	<ul style="list-style-type: none"> ◎災害情報の収集と本部班への連絡 ◎市議会議員への連絡 (安否確認を含む) ◎市議会議員からの災害情報の収集 	<ul style="list-style-type: none"> ●災害情報の収集と本部班への連絡 ●市議会議員への連絡 ●市議会議員からの災害情報の収集 ◎議会における災害対策に係る連絡会議に関すること 	<ul style="list-style-type: none"> ●災害情報の収集と本部班への連絡 ●市議会議員への連絡 ●市議会議員からの災害情報の収集 ●議会における災害対策に係る連絡会議に関すること 		
協力班 【総合行政委 員会事務局 局次長】	<ul style="list-style-type: none"> ◎災害情報の収集と本部班への連絡 ◎各班・各部への応援協力 ◎所轄事務にかかると委員等への連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ●災害情報の収集と本部班への連絡 ●各班・各部への応援協力 ●所轄事務にかかると委員等への連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ●災害情報の収集と本部班への連絡 ●各班・各部への応援協力 ●所轄事務にかかると委員等への連絡 		
総合行政委員会事務局 (総合行政委員会事務局長)					

【資料9】風水災害時における組織動員

◎：最優先任務（早急に行うこと） ○：通常の主要任務 ●：継続任務

部署	班名 【班長】	主な任務 事前配備	災害対策本部設置後のA号配備～C号配備における主な任務		
			設置後、3時間以内の目標	設置後、24時間以内の目標	設置後、3日以内の目標
災害対策本部	【班長】	なし	<ul style="list-style-type: none"> ◎配備体制の決定 ◎避難勧告・指示等及び警戒区域の設定 ◎各班の任務のうち重要事項の決定に関すること ○防災関係機関会議を招集 ○防災広報事項の決定及び広報班への指示 ○災害応急対策（二次災害防止対策）の基本方針 ◎洪水情報等、予想される事態及び対処措置等の市民への周知決定 	<ul style="list-style-type: none"> ◎被災状況の把握 ●避難勧告・指示等及び警戒区域の設定 ○自衛隊派遣の要請の依頼 ○府及び他市町への応援要請 ◎各部間の調整事項 ◎府及び関係機関との連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> ●被災状況の把握 ○災害救助法適用の要請 ●各部間の調整事項 ●府及び関係機関との連絡調整 ○避難所の閉鎖決定と避難所責任者への指示 ○激甚災害の指定に関する調整 ○災害復旧対策の推進
		なし	<ul style="list-style-type: none"> ◎道路・公園・水路・下水道施設等のパトロール ◎電話対応 ◎取水口・ポンプ班の状況確認 ◎処置が必要な箇所等の調査 ◎苦情処理及び簡易な清掃 ○職員で行える処理作業 ○しゅんせつ業者及び土木維持作業委託業者等の監督・指導 ◎ポンプ場・水門等に関すること 	<ul style="list-style-type: none"> ◎被災状況の把握 ●避難勧告・指示等及び警戒区域の設定 ○自衛隊派遣の要請の依頼 ○府及び他市町への応援要請 ◎各部間の調整事項 ◎府及び関係機関との連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> ●被災状況の把握 ○災害救助法適用の要請 ●各部間の調整事項 ●府及び関係機関との連絡調整 ○避難所の閉鎖決定と避難所責任者への指示 ○激甚災害の指定に関する調整 ○災害復旧対策の推進
初期防災体制	調査班	総務部・建設部・上下水道部の任務参照	<ul style="list-style-type: none"> ◎施設の稼働等の点検 ◎施設のパトロール及び清掃 ◎施設の操作及び清掃 ◎調査班（班長等）への報告・連絡・相談 	<ul style="list-style-type: none"> ◎洪水情報等、予想される事態及び対処措置等の市民への周知決定 	<ul style="list-style-type: none"> ◎被災状況の把握 ●避難勧告・指示等及び警戒区域の設定 ○緊急を要する災害情報に関する隣接市及び関係機関への通報 ●災害に関する文書の受信及び発出 ●災害用トラック、乗用車の調達配分計画及び燃料の確保 ●食料及び生活必需品の調達、確保、検収及び物資輸送力の確保
危機管理担当部長（級職員）	取水口・ポンプ班 【防災危機管理課長】	◎防災・気象情報の収集及び気象状況の進展の把握	<ul style="list-style-type: none"> ◎防災・気象情報の収集と取りまとめ ◎災害対策本部設置の決定 ◎避難準備情報発令の準備 ◎各班の任務のうち重要事項の決定に関すること ◎各決定事項の各班への周知 ◎災害対策本部設置に係る対応 	<ul style="list-style-type: none"> ◎防災・気象情報のとりまとめ及び本部への報告 ●避難勧告・指示及び警戒区域の設定 ○緊急を要する災害情報に関する隣接市及び関係機関への通報 ●災害に関する文書の受信及び発出 ●災害用トラック、乗用車の調達配分計画及び燃料の確保 ●食料及び生活必需品の調達、確保、検収及び物資輸送力の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ●防災・気象情報のとりまとめ及び本部への報告 ●災害に関する文書の受信及び発出 ●災害用トラック、乗用車の調達配分計画及び燃料の確保 ●食料及び生活必需品の調達、確保、検収及び物資輸送力の確保

部署	災害対策本部設置後の A 号配備～C 号配備における主な任務			
	班名【班長】	事前配備	主な任務	警戒配備
			◎住民からの相談等の受付	◎緊急交通路の選定及び必要な措置の実施（土木班他） ◎庁舎、電気施設の保全 ◎庁舎の警備 ◎職員の非常招集に関する事 ◎部内の災害応急対策計画の策定
			◎防炎・気象情報の収集と本部班への連絡 ◎災害対策本部設置決定時の、他の連絡所班（指名職員）への連絡	◎緊急災害救助物資の出納管理 ◎本部決定事項に関する国、府、自衛隊、隣接市、協定締結市町及び関係機関への協力要請等 ◎国・府等への連絡、報告及び要望 ◎広域応援及び自衛隊の受入体制整備
	連絡所班【防災危機管理課長代理】	なし	◎防炎・気象情報の収集と本部班への連絡 ◎災害対策本部設置決定時の、他の連絡所班（指名職員）への連絡	◎初動期の河川等の水防に係る巡視 ◎初動期の所管地域の被害状況の調査 ◎初動期の市民からの要望受付 ◎避難誘導 ◎連絡所における相談所の開設（市民班）
市長公室（市長公室長）	広報班【広報課長】	なし	◎防炎・気象情報の収集と本部班への連絡 ◎本部指示による災害広報事項の精査 ◎広報資料の作成及び広報に関する情報の一元管理 ◎広報実施方法の決定 ◎報道機関への情報提供及び連携による広報活動 ◎広報実施方法の決定 ◎報道機関への情報提供及び連携による広報活動	◎災害情報の収集と本部班への連絡 ◎本部指示による災害広報事項の精査 ◎広報資料の作成及び広報に関する情報の一元管理 ◎広報実施方法の決定 ◎避難勧告・指示の伝達等緊急広報 ◎報道機関への情報提供及び連携による広報活動 ◎災害現場に置ける災害写真の撮影・取材等 ◎本部長及び副本部長の秘書業務 ◎部内の災害応急対策計画の策定
	人権推進班【人権女性政策課長】	なし	なし	◎防炎・気象情報の収集と本部班への連絡 ◎要配慮者の把握と本部班・保健福祉班への定期報告
	職員班【人事課長】	なし	なし	◎防災・気象情報の収集と本部班への連絡 ◎職員再配置及び各部、班間の人員配置等の調整
			◎緊急災害救助物資の出納管理 ◎本部決定事項に関する国、府、自衛隊、隣接市、協定締結市町及び関係機関への協力要請等 ◎国・府等への連絡、報告及び要望 ◎広域応援及び自衛隊の受入体制整備	◎緊急災害救助物資の出納管理 ◎国・府等への連絡、報告及び要望 ◎仮設住宅建設用地の選定 ◎応急仮設住宅設置戸数の設定、建設地の選定、応急仮設住宅の建設 ◎応急仮設住宅への入居者選考 ◎応急仮設住宅の管理 ◎市の災害起債及び災害融資に関する事 ◎市の災害復旧資金計画及び資金調達に関する事 ◎災害関係費の収入、支出に関する事 ◎災害救助費の決算 ●淀川右岸水防事務組合との連絡、調整に関する事 ●河川及び浸水被害の調査、報告に関する事
			◎防炎・気象情報の収集と本部班への連絡 ◎本部指示による災害広報事項の精査 ◎広報資料の作成及び広報に関する情報の一元管理 ◎広報実施方法の決定 ◎報道機関への情報提供及び連携による広報活動 ◎広報実施方法の決定 ◎報道機関への情報提供及び連携による広報活動	◎災害情報の収集と本部班への連絡 ◎本部指示による災害広報事項の精査 ◎広報資料の作成及び広報に関する情報の一元管理 ◎避難勧告・指示の伝達等緊急広報 ◎報道機関への情報提供及び連携による広報活動 ◎災害現場に置ける災害写真の撮影・取材等 ◎本部長及び副本部長の秘書業務
			◎防炎・気象情報の収集と本部班への連絡 ◎要配慮者の把握と本部班・保健福祉班への定期報告	◎要配慮者の把握と本部班・保健福祉班への定期報告 ◎プラインバシーに配慮した避難所運営のため避難班と連携
			◎防災・気象情報の収集と本部班への連絡 ◎職員再配置及び各部、班間の人員配置等の調整	◎公務災害補償その他職員に対する給付及び援助業務 ◎カウンセラーの派遣（必要に応じて）

部署	班名 【班長】	主な任務 事前配備	災害対策本部設置後のA号配備～C号配備における主な任務	
			設置後、3時間以内の目標	設置後、24時間以内の目標
総務部 (総務部長)	り災証明班 【固定資産税 課長】	なし	○防災・気象情報の収集と本部班への連絡 ※大規模な風水害発生のおそれがある際は、被災 家屋調査が実施可能になるまで本部班の任務を サポートする	○被災家屋の調査 ○災害に伴う税の減免措置業務 ○り災証明発行体制の整備(り災台帳作成・受付・ 発行) ○公営住宅等の一時供与等に関する情報収集及び 斡旋
生活環境部 (生活環境部長)	市民班 【市民課長】	なし	○防災・気象情報の収集と本部班への連絡 ○庁内における災害相談窓口の開設 ○連絡所における相談所の開設 ○市民からの通報・相談・要望等の受付及び本部 班(必要に応じて各班)への報告(要望は直ち に各班に伝達) ○電話による問合せ・相談等への対応 ○市民からの問合せ内容の精査と関係部長または 班長への連絡 ○本部内における専属的な安否確認受付体制(安 否窓口係)の設置 ○市民の安否情報の収集(保健福祉班等から) ○部内の災害応急対策計画の策定	●防災・気象情報の収集と本部班への連絡 ○所管施設の被害調査 ●市民からの通報・相談・要望等の受付及び本部 班(必要に応じて各班)への報告(要望は直ち に各班に伝達) ●電話による問合せ・相談等への対応 ●市民からの問合せ内容の精査と関係部長または 班長への連絡 ●市民の安否情報の収集(保健福祉班等から) ●避難班からの避難者名簿の受領及び避難者名簿 情報の整理 ○遺体の収容、安置及び埋火葬
	産業班 【産業振興課 長】	なし	○防災・気象情報の収集と本部班への連絡 ○食料及び生活必需品の調達、確保	●食料及び生活必需品の調達、確保 ●民間業者への物資の調達・配送要請及び本部班 への報告 ○物価の監視・情報収集、不正計量防止 ○生活必需品等に関する情報提供(広報班) ○耕地の被害調査と応急措置の技術指導の実施 (土木班) ○商工業者の被害調査、復旧対策 ○り災商工業者の復旧資金の融資あっせん事務 ○災害用農林金融あっせん業務 ○その他商工会等との連絡調整
	環境班 【環境業務課 長】	なし	○防災・気象情報の収集と本部班への連絡	○ごみ及び災害廃棄物等処理施設、清掃業者及び ごみ収集車の被害状況調査 ○ごみ収集に関する広報(市民班・広報班) ○ごみ収集・処理計画、災害廃棄物等処理計画の 策定 ○し尿収集・処理計画の策定と実施

部署	班名 【班長】	災害対策本部設置後の A 号配備～C 号配備における主な任務	
		設置後、3 時間以内の目標	設置後、24 時間以内の目標
		設置後、3 時間以内の目標	設置後、3 日以内の目標
		○廃棄物処理等に係る関係業者等への協力依頼	
保健福祉部 （保健福祉部長・理事）		<p>【グループ共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災・気象情報の収集と本部班への連絡 ○部内の災害応急対策計画の策定 <p>【保健グループ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本部内における専属的な安否確認受付体制（安否窓口係）の設置（市民班） 	<p>【グループ共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災・気象情報の収集と本部班への連絡 ○安否情報の取りまとめ及び市民班への情報提供 ○医師会、保健所、医療機関等との連絡、応援要請等 ○医療コーディネーターの任命及び災害緊急医療隊の派遣要請（本部長）のための医療情報提供 ○医療救護所の設置 ○応急救護所における応急処置・トリアージ等 ○人的被害、医療機関被害状況、活動状況、被災地医療ニーズ等の把握と府への報告（本部班） ○市民への医療機関情報の提供（本部班・広報班） ○医薬品等の確保・供給活動 ○専門医療が必要となる疾病対策及び現地医療活動、後方医療活動等の実施 ○感染症予防、感染症患者の調査、受入れ等の防疫活動の実施
	保健福祉班 【保健福祉課長】	なし	なし
		<p>【グループ共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災・気象情報の収集と本部班への連絡 ○部内の災害応急対策計画の策定 <p>【保健グループ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本部内における専属的な安否確認受付体制（安否窓口係）の設置（市民班） 	<p>【グループ共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○所管施設の被害調査 <p>【保健グループ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●安否情報の取りまとめ及び市民班への情報提供 <p>【福祉グループ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●応急救護所における応急処置・トリアージ等 ●人的被害、医療機関被害状況、活動状況、被災地医療ニーズ等の把握と府への報告（本部班） ●市民への医療機関情報の提供（本部班・広報班） ●医薬品等の確保・供給活動 ●専門医療が必要となる疾病対策及び現地医療活動、後方医療活動等の実施 ●感染症予防、感染症患者の調査、受入れ等の防疫活動の実施
		<p>【グループ共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災・気象情報の収集と本部班への連絡 ○部内の災害応急対策計画の策定 <p>【保健グループ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本部内における専属的な安否確認受付体制（安否窓口係）の設置（市民班） 	<p>【グループ共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保健衛生関係被害及び医療機関の被害状況の調査 ○被災者の健康維持活動（巡回相談、心の健康相談等の実施） <p>【福祉グループ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●福祉避難所の避難状況に関する本部班への定期報告 ●避難所等における食料及び生活必需品等の物資供給計画の作成及び本部班への報告 ●物資供給計画に基づく物資の配分と配送 ○ボランティアの受入れ、支援及び調整 ○義援金に関する募集、配分に関する庶務 ○義援金品の受領及び配分 ○見舞金の交付
		<p>【グループ共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災・気象情報の収集と本部班への連絡 ○部内の災害応急対策計画の策定 <p>【保健グループ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本部内における専属的な安否確認受付体制（安否窓口係）の設置（市民班） 	<p>【グループ共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福祉避難所の避難状況に関する本部班への定期報告 ●災害時要援護者に対する支援の実施 ○避難所等における食料及び生活必需品等の物資供給計画の作成及び本部班への報告 ○物資供給計画に基づく物資の配分と配送
		<p>【グループ共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災・気象情報の収集と本部班への連絡 ○部内の災害応急対策計画の策定 <p>【保健グループ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本部内における専属的な安否確認受付体制（安否窓口係）の設置（市民班） 	<p>【福祉グループ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●福祉避難所の避難状況に関する本部班への定期報告 ●災害時要援護者に対する支援の実施 ○避難所等における食料及び生活必需品等の物資供給計画の作成及び本部班への報告 ○物資供給計画に基づく物資の配分と配送

部署	災害対策本部設置後の A 号配備～C 号配備における主な任務			
	班名【班長】	主な任務 事前配備	主な任務 警戒配備	設置後、3 時間以内の目標
建設部 (建設部長)	都市整備班 【都市計画課長】	◎防災・気象情報の収集と本部班への連絡 (管理職以上) ◎関連施設及び地域 (管理職以上)	●防災・気象情報の収集と本部班への連絡 ●関連施設及び地域の巡回	●土木班をサポートする ●防災・気象情報の収集と本部班への連絡 ●関連施設及び地域の巡回 ●部内の災害応急対策計画の策定
	土木班 【道路管理課長】	◎防災・気象情報の収集と本部班への連絡 (管理職以上) ◎関連施設及び地域 (管理職以上)	●防災・気象情報の収集と本部班への連絡 ●関連施設及び地域の巡回 ◎被災施設・危険個所の点検・応急措置(避難対策や立入制限を含む) ◎緊急交通路の選定及び必要な措置の実施(本部班他) ◎渋滞及び各種交通機関の状況等収集 ◎二次災害防止及び交通応急対策に関する府及び関係機関との連絡、調整	●土木班をサポートする ○被災住宅の応急修理のための関係業者等への協力依頼 ○復旧工事に係る委託業者及び機械の動員、配置並びに応急対策活動の指示 ●道路、橋梁に関する被害状況調査 ●土砂、災害廃棄物等、廃材等障害物等の除去(環境班等) ●水路、樋門の被害調査に関すること ●ため池、用排水路等の障害物除去及び応急対策に関すること ○耕地の被害調査と応急措置の技術指導の実施(産業班)
上下水道部 (上下水道部長)	水道本部班 【経営企画課長】	なし	◎防災・気象情報の収集と本部班への連絡 ◎水道施設の被害・稼働状況及び応急対策の実施状況等の本部への報告 ◎部内の災害復旧計画の策定	●水道施設の被害・稼働状況及び応急対策の実施状況等の本部への報告 ○水道事業の災害復旧計画
	給水班 【料金課長】	なし	◎防災・気象情報の収集と水道本部班への連絡 ◎断水状況の調査及び水道本部班への報告	●断水状況の調査及び水道本部班への報告 ●応急給水等に係る広報宣伝(広報班) ●応急給水の実施
	水道復旧及び水源班 【水道施設課長】	なし	◎防災・気象情報の収集と水道本部班への連絡 ◎災害応急対策資材の調達 ◎水道施設における被害状況等の水道本部班への連絡及び応急復旧対策の実施	●災害応急対策資材の調達 ●水道施設における被害状況等の水道本部班への連絡及び応急復旧対策の実施 ●水道工事事業者への協力依頼及び応急対策活動 ●災害発生直後の受水及び配水の状況確認と調整 ●浄・送水施設の管理と浄水・配水の確保
	下水道班	◎防災・気象情報の収集と本部班への連絡	●防災・気象情報の収集と本部班への連絡	●下水道施設の状況調査及び応急復旧対策(仮設)

【資料 10】 被害認定基準

【住家等被害の認定統一基準】

被害の種類	被害認定統一基準 (H13.6.28 府政防第 518 号 内閣府政策統括官通知)
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のもとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のもとする。
住家 大規模半壊	構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯を指し、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のもとする。

(注 1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。

(注 2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

(注 3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

【資料 11】 摂津市防災行政無線局管理運用規定

平成元年2月1日

訓令第1号

最近改正 平成25年11月29日訓令第7号

(趣旨)

第1条 この訓令は、摂津市防災行政無線局(以下「防災行政無線局」という。)の適正かつ能率的な運用管理に関し、電波法(昭和25年法律第131号)、電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)及び無線局運用規則(昭和25年電波監理委員会規則第17号)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(平14訓令5・一部改正)

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防災行政無線局 無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。
- (2) 親局 防災行政無線固定系で、摂津市役所に設置する送信設備の総体をいう。
- (3) 子局 防災行政無線固定系で、屋外及び屋内に設置する通信局をいう。
- (4) 固定系無線設備 親局及び子局の総体をいう。
- (5) 基地局 防災行政無線移動系で、摂津市役所に設置する通信設備の総体をいう。
- (6) 通信所 基地局から有線で接続された通信設備をいう。
- (7) 移動局 陸上を移動中又はその特定しない地点に停止中に運用する無線局をいう。
- (8) 移動系無線設備 基地局、通信所及び移動局の総体をいう。

(平14訓令5・一部改正)

(防災行政無線局の種別等)

第3条 防災行政無線局の種別、呼出名称及び設置場所は、別表のとおりとする。

(統制管理者)

第4条 防災行政無線局に統制管理者を置く。

- 2 統制管理者は、総務部長の職にある者をもって充てる。
- 3 統制管理者は、防災行政無線局を統括し、その機能が十分発揮できるように統括管理しなければならない。

(無線管理者)

第5条 防災行政無線局に無線管理者を置く。

- 2 無線管理者は、総務部防災危機管理課長の職にある者をもって充てる。
- 3 無線管理者は、統制管理者の指示を受け、防災行政無線局の運用及び機器整備並びに保守の状況等を常に把握し、通信連絡に支障のないよう運用管理を行うものとする。

(平23訓令1・平25訓令7・一部改正)

(通信担当者)

第6条 防災行政無線局に通信担当者を置く。

- 2 通信担当者は、電波法第40条第1項の資格を有する職員のうち、無線管理者が指名する者をもって充てる。
- 3 通信担当者は、無線管理者の指示を受け、当該無線設備の操作に当たるものとする。

(平25訓令7・一部改正)

(運用時間)

第7条 防災行政無線局の運用は、常時に行う。

(通信の種類)

第8条 通信の種類は、次に掲げるとおりとする。

固定系無線設備	普通通信	個別又はグループ別の通信をいう。
	一斉通信	全受信局に対し、一斉に行う通信をいう。
	強制一斉通信	全受信局に対し、強制的に一斉通信を行うことをいう。
移動系無線設備	普通通信	平常時の通信をいう。
	一斉通信	全移動局及び全通信所に対し、一斉に行う通信をいう。
	緊急通信	普通通信を中断して行う緊急の場合の通信をいう。

(通信統制)

第9条 統制管理者は、災害が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は円滑な通信体制を確保するために必要があると認めるときは、通信を統制することができる。

2 統制管理者は、通信を統制しようとするときは、無線管理者に無線通信体制を確保するための必要な措置を講じさせることができる。

(固定系無線による送信)

第10条 固定系無線設備による送信を依頼する者は、無線送信依頼書(様式第1号)を統制管理者に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、緊急を要し、当該依頼書を提出する時間的余裕がないときは、口頭により許可を求めることができる。この場合、事後において当該依頼書を提出するものとする。

2 統制管理者は、前項の許可をしたときは、無線管理者にその運用を行わせるものとする。

(平20訓令2・平25訓令7・一部改正)

(防災行政無線局の管理)

第11条 無線管理者は、常に防災行政無線局の運用状況を把握し、機能が十分発揮できるように管理しなければならない。

2 無線管理者は、無線設備の位置を変更する必要があるときその他管理上支障が生じたときは、速やかにその旨を統制管理者に報告し、指示を受けなければならない。

3 無線管理者は、防災行政無線局の機能確保のため定期的に無線設備の点検を行うものとする。

(通信訓練の実施)

第12条 統制管理者は、防災行政無線局による通信訓練を適宜実施するものとする。

(感度の調査)

第13条 通信担当者は、適宜感度の状況、混信又は雑音の有無その他通信回路の状況を調査しなければならない。

2 試験電波の発射は、通信が閑散なときに行わなければならない。

(事故時の措置)

第14条 無線管理者は、無線設備に故障等の事故が生じたときは、直ちにその旨を統制管理者に報告し、指示を受けなければならない。

(通信担当者の異動報告)

第15条 無線管理者は、通信担当者に異動があったときは、速やかに通信担当者異動報告書(様式第2号)により統制管理者に報告しなければならない。

(平25訓令7・旧第18条繰上・一部改正)

(委任)

第16条 この訓令に定めるもののほか、防災行政無線局の運用について必要な事項は、統制管理者が定める。

(平14訓令5・一部改正、平25訓令7・旧第19条繰上)

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

(平14訓令5・一部改正)

附 則(平成元年7月24日訓令第26号)

この要綱は、令達の日から施行する。

附 則(平成5年3月31日訓令第24号)

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成6年7月11日訓令第22号)

この要綱は、平成6年7月11日から施行する。

附 則(平成8年3月29日訓令第4号)

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年8月27日訓令第16号)

この要綱は、平成9年9月1日から施行する。

附 則(平成11年8月31日訓令第7号)

この要綱は、平成11年9月1日から施行する。

附 則(平成11年9月30日訓令第8号)

この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

附 則(平成12年6月30日訓令第13号)

この要綱は、平成12年7月1日から施行する。

附 則(平成14年4月25日訓令第5号)

この訓令は、平成14年5月1日から施行する。

附 則(平成16年3月30日訓令第4号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日訓令第4号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月29日訓令第1号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月5日訓令第2号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第10条第1項ただし書及び別表第3項の表の改正規定は、令達の日から施行する。

附 則(平成21年3月13日訓令第2号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。ただし、様式第1号及び様式第5号の改正規定は、令達の日から施行する。

附 則(平成22年6月28日訓令第6号)

この訓令は、平成22年7月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日訓令第1号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日訓令第3号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年11月1日訓令第5号)

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則(平成25年11月29日訓令第7号)

この訓令は、平成25年12月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日訓令第1号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年11月29日訓令第13号)

この訓令は、平成28年12月1日から施行する。

附 則(平成29年3月10日訓令第1号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

別表 略

様式 略

【資料 12】 浸水想定区域内の災害時要援護者関連施設一覧

No.	施設名	階数	所在地	想定浸水深 (m)			
				安威川	山田川 正雀川	大正川 境川	淀川
高 齢 者 施 設							
1	せつつ桜苑	4	桜町 1-1-11	0.5~1	—	—	—
2	エスペラル摂津	4	南千里丘 1-24	2~5	—	—	—
3	住宅型有料老人ホーム わかば	5	正雀本町 1-29-3	1~2	—	—	—
4	いこいの家 スマイル・ライフ	3	別府 3-7-6	1~2	—	—	2~5
5	Win Hill 東別府	2	東別府 1-1-33	2~5	—	—	2~5
6	ハグライフ南摂津(閉鎖:みらいえ南摂津)	2	東別府 3-1-11	1~2	—	—	2~5
7	老健ひかり	9	東別府 5-2-45	2~5	—	—	2~5
8	マーコット摂津	2	東別府 5-3-6	2~5	—	—	5~10
9	コンシェルジュ花みずき	5	南別府町 16-9	—	—	—	2~5
10	はびりあ一津屋	3	一津屋 1-40-1	1~2	—	—	5~10
11	住宅型有料老人ホーム カーサ花みずき	7	東一津屋 12-5	1~2	—	—	2~5
12	鳥飼輝きの郷	3	鳥飼上 3-19-18	0.5~1	—	—	5~10
13	とりかい白鷺園	3	鳥飼中 1-19-8	1~2	—	—	2~5
14	小規模特養 摂津いやし園	3	鳥飼下 1-13-15	0.5~1	—	—	2~5
15	摂津いやし園	4	鳥飼下 1-13-7	1~2	—	—	2~5
16	小規模多機能ホーム 摂津いやし園	1	鳥飼下 1-15-6	1~2	—	—	2~5
17	ラポール摂津	2	鳥飼下 2-3-4	0.5~1	—	—	2~5
18	Welfare 摂津	2	鳥飼下 2-3-5	0.5~1	—	—	2~5
19	住宅型有料老人ホーム シェリーア モンクール	2	鳥飼下 3-46-15	0.5~1	—	—	2~5
20	モンクールせつつ	2	鳥飼野々 1-5-9	0.5~1	—	—	5~10
21	摂津特養ひかり	4	鳥飼八防 2-7-12	1~2	—	—	2~5
22	グループホーム摂津ひかりの家	3	鳥飼八防 2-7-12	1~2	—	—	2~5
障 害 者 施 設							
1	バクのパン屋さん	3	庄屋 2-1-50	1~2	—	—	—
2	バクかふえ	1	庄屋 2-4-36 (2階事務所)	0.5~1	—	—	—
3	光摂ホーム	2	桜町 1-5-17	0.5~1	—	—	—
4	リールぼると	1	鶴野 4-11-12 サンハイム・ツルノ 208 (2階事務所)	1~2	—	—	—
5	グループホーム安威川	2	正雀 4-4-32	2~5	—	—	—
6	グループホーム正雀 1	5	正雀本町 1-3-1 府営摂津正雀住宅 1棟 502	2~5	—	—	—

No.	施設名	階数	所在地	想定浸水深 (m)			
				安威川	山田川 正雀川	大正川 境川	淀川
7	グループホーム正雀2	2	正雀本町 1-3-2 府 営摂津正雀住宅 2 棟 207	2～5	—	—	—
8	ZERO	2	浜町 11-23	0.5～1	—	—	2～5
9	オリーブ	3	別府 3-3-19-3	1～2	—	—	2～5
10	ココリス	2	一津屋 1-35-22	1～2	—	—	2～5
11	ふれあいの里	2	鳥飼上 5-2-8	0.5～1	—	—	5～10
12	アットワーク	1	鳥飼銘木町 18-4 エーデンホルツ 24 104	1～2	—	—	5～10
13	おかえりホームきゅら海	1	鳥飼中 2-4-36	1～2	—	—	5～10
14	幸の家	2	鳥飼中 2-4-36 (3 階建て)	1～2	—	—	5～10
15	ゆで玉子	1	鳥飼下 2-27-5 ル ーテシア	0.5～1	—	—	2～5
16	幸の夢	1	鳥飼下 3-1-4	0.5～1	—	—	2～5
17	ガーベラ	3	鳥飼本町 1-2-7 プレアール摂津鳥 飼Ⅱ 101, 102, 103	1～2	—	—	5～10
18	あけぼの工作所	2	鳥飼本町 3-10-10	1～2	—	—	2～5
19	サクラ	3	鳥飼本町 5-15-7 サークハイツ 101, 105, 201	0.5～1	—	—	5～10
20	バクさんのくつろぎ	1	鳥飼野々 1-30-1 (2階建て)	1～2	—	—	5～10
21	第2作業所あい	2	鳥飼野々 3-37-2	—	—	—	2～5
22	作業所あい	2	新在家 1-31-5	1～2	—	—	5～10
23	ウエスタン蘭	1	鳥飼西 2-35-2 府 営鳥飼西住宅 2 棟 103, 104	1～2	—	—	5～10
24	コスモス	3	鳥飼西 2-35-4 府 営鳥飼西住宅 4 棟 402, 403	1～2	—	—	5～10
幼稚園・保育園等							
1	こどもなーと摂津保育園	1	千里丘東 3-1-25-1 A	0.5～1	—	—	—
2	わかば保育園	2	庄屋 2-4-28	0.5～1	—	—	—
3	みなみせんりおか遊育園分園 がくえんちょう遊育園	1	学園町 1-2-33	1～2	—	—	—
4	つるのひまわり園	3	鶴野 2-7-16	2～5	—	—	—
5	せつつ遊育園	3	三島 3-13-1	2～5	—	—	—
6	せつつ幼稚園	2	三島 3-14-75	2～5	—	—	—

No.	施設名	階数	所在地	想定浸水深 (m)			
				安威川	山田川 正雀川	大正川 境川	淀川
7	とりかいひがし遊育園分園 たいしょうがわ遊育園 Bebe aision	1	南千里丘 1-34-1F	2~5	—	—	—
8	みなみせんりおか遊育園	2	南千里丘 4-35	1~2	—	—	—
9	ポポラー大阪南千里丘園	1	南千里丘 6-37	1~2	—	—	—
10	正雀ひかり園	3	正雀 1-1-7	0.5~1	—	—	—
11	かおり幼稚園	1, 2	正雀 1-4-1	1~2	—	—	—
12	摂津ポッポ保育園正雀校	1	正雀 2-13-22-101	1~2	—	—	—
13	正雀愛育園	3	正雀 4-12-23	2~5	—	—	—
14	こどもなーと正雀保育園	1	正雀本町 1-27-22-101	1~2	—	—	—
15	別府保育所	2	東別府 5-1-13	2~5	—	—	2~5
16	べふ幼稚園	2	東別府 5-1-13	2~5	—	—	2~5
17	摂津さつき保育園	2	南別府町 7-1	0.5~1	—	—	2~5
18	一津屋愛育園	3	一津屋 1-37-9	1~2	—	—	2~5
19	とりかいひがし遊育園	2	鳥飼上 3-2-25	1~2	—	—	5~10
20	とりかい遊育園	2	鳥飼中 1-20-1	0.5~1	—	—	5~10
21	摂津ひかり保育園	2	鳥飼本町 1-11-1	1~2	—	—	5~10
22	鳥飼さつき園	3	鳥飼野々 2-3-1	1~2	—	—	2~5
23	摂津ひかりにこにこ保育園	3	鳥飼八防 2-6-11	1~2	—	—	2~5
24	摂津ひかり幼稚園	3	鳥飼八防 2-6-11	1~2	—	—	2~5
25	藤森保育園	2	鳥飼西 2-1-1	0.5~1	—	—	2~5
26	鳥飼保育所	2	鳥飼西 3-1-2	0.5~1	—	—	2~5
27	とりかい幼稚園	1	鳥飼西 3-1-3	1~2	—	—	2~5
病 院							
1	昭和病院	4	昭和園 11-29	0.5~1	—	—	—
2	摂津医誠会病院	5	南千里丘 1-32	2~5	—	—	—
3	摂津ひかり病院	3	鳥飼八防 2-3-8	—	—	—	2~5

【資料 13】 緊急交通路一覧

区分	※	路線名	区間
広域緊急交通路 (府指定)	A	近畿自動車道 〔自動車専用道路〕	全線
	B	主要地方道大阪高槻京都線 〔重点14路線〕	茨木市～大阪市
	C	主要地方道大阪高槻京都線 〔その他〕	摂津市～高槻市
	D	主要地方道大阪中央環状線 〔重点14路線〕	池田市～堺市
地域緊急交通路 (市指定)	E	主要地方道(旧)大阪中央環状線	千里丘6丁目
	F	主要地方道大阪高槻線	南別府町～鳥飼上1丁目
	G	主要地方道八尾茨木線	鳥飼中1丁目～鳥飼八町1丁目
	H	主要地方道茨木寝屋川線	鳥飼中4丁目～鳥飼八町2丁目
	I	府道正雀停車場線	千里丘1丁目～正雀本町1丁目
	J	府道正雀一津屋線	正雀本町1丁目～鳥飼和道2丁目
	K	府道沢良宜東千里丘停車場線	昭和園～千里丘東1丁目
	T	府道十三高槻線	三島3丁目～正雀本町2丁目
	L	千里丘三島線	千里丘東2丁目(千里丘ガード)～ 三島2丁目(シオノギ前)
	M	正雀南千里丘線(一部)	正雀1丁目(府道正雀一津屋線)～ 南千里丘(摂津警察署前交差点)
	N	新在屋鳥飼中線(一部)	新在家2丁目(新在家交差点)～鳥 飼中1丁目(府道八尾茨木線)
	O	千里丘東64号線(一部)	千里丘東2丁目10番(府道沢良宜 東千里丘停車場線)～千里丘駅南交 差点(千里丘三島線)
	P	鶴野27号線	鶴野2丁目2番(中央環状線)～鶴 野3丁目1番(青少年運動広場)
	Q	鳥飼西38号線(一部)	鳥飼西3丁目(鳥飼西3丁目交差点) ～鳥飼西4丁目(スポーツランド)
	R	鳥飼本町31号線	鳥飼本町4丁目1番(福山通運)～ 鳥飼本町4丁目2番信号
	S	鳥飼本町79号線	鳥飼本町4丁目2番信号～鳥飼本町 4丁目20番(府道大阪高槻線)
U	千里丘中央線	千里丘2丁目～千里丘新町	
V	岸部中88号線(吹田市道) 千里丘新町3号線	岸部中5丁目(府道大阪高槻京都線) ～千里丘新町(国立循環器病研究セ ンター東交差点)	

※の表中のアルファベットは、防災拠点・緊急交通路図に対応。

【資料 15】 災害時用臨時ヘリポートの選定基準

- 1 地盤は、堅固な平坦地のこと。(コンクリート、芝生が最適)
 - 2 地面斜度 6 度以内のこと。
 - 3 離着陸（発着）のため必要最小限度の地積が確保できること。
〔必要最小限度の地積〕
 - ◎大型ヘリコプター・・・・・・・・ 100m 四方の地積
 - ◎中型ヘリコプター・・・・・・・・ 50m 四方の地積
 - ◎小型ヘリコプター・・・・・・・・ 30m 四方の地積
 - 4 二方向以上から離着陸が可能であること。
 - 5 離着陸時、周辺に支障のある障害物がないこと。
 - 6 車両等の進入路があること。
 - 7 林野火災における空中消火基地の場合
 - ① 水利、水源に近いこと。
 - ② 複数の駐機が可能なこと。
 - ③ 補給基地が設けられること。
 - ④ 気流が安定していること。
- ◎ なお、受入れに当たっては次の事項に留意すること。
- 1 風向風速を上空から確認できるように、ヘリポート近くに吹き流し又は旗を立てること。
これが準備できない場合でも航空機の進入方向を示す対策（例：発煙筒）をとること。
 - 2 着陸点にはHを表示すること。
 - 3 状況により消火設備、照明設備、補給設備等を整備すること。

【資料 16】 災害救助法による救助の程度・方法等

大阪府災害救助法施行細則

昭和 44 年 8 月 29 日

大阪府規則第 48 号

救助の種類		救助の程度及び方法	救助の期間
避難所及び応急仮設住宅の供与	避難所	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。 2 学校、公民館等既存建物を利用するのが原則とするが、これら適当な建物を得難いときは、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施する。 3 設置のため支出することができる費用は、設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、一人一日につき三百二十円以内とする。 4 福祉避難所(高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であつて避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。)を設置した場合は、3の金額に、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。 5 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館等宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。 	災害発生の日から7日以内

救助の種類	救助の程度及び方法	救助の期間
<p>応急仮設住宅</p>	<p>住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者で、かつ、自らの資力では住家を得ることができないものに、次に掲げる住宅を供与する。</p> <p>1 建設型仮設住宅(次に掲げる方法により建設して供与するものをいう。以下同じ。)</p> <p>イ 設置に当たっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。</p> <p>ロ 一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、知事が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出することができる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、五百六十一万円以内とする。</p> <p>ハ 同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、五十戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置することができる。</p> <p>ニ 福祉仮設住宅(老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の二第二項に規定する老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって、日常生活上特別な配慮を要する二人以上のものに供与する施設をいう。)を建設型仮設住宅として設置することができる。</p> <p>ホ 災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに設置する。</p> <p>ヘ 供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出することができる費用は、当該地域における実費とする。</p> <p>2 借上型仮設住宅(次に掲げる方法により民間賃貸住宅を借上げて供与するものをいう。)</p> <p>イ 一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてイ(2)に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出することができる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。</p> <p>ロ 災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。</p>	<p>完成の日から2年以内</p>

救助の種類		救助の程度及び方法					救助の期間
炊出し その他 による 食品の 給与及 び飲料 水の供 給	炊出しそ の他によ る食品の 給与	<p>1 避難所に避難している者又は住家に被害を受け、炊事のでき ない者及び住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事ので きない者(以下この項において「被災者」という。)に対して 行う。</p> <p>2 被災者が直ちに食することができる現物による。</p> <p>3 支出することができる費用は、主食、副食、燃料等の経費と し、1人1日につき1,040円以内とする。</p>					災害発生 の日から 7日以内
	飲料水 の供給	<p>1 災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。</p> <p>2 支出できる費用は、水の購入費並びに給水及び浄水に必要な 機械及び器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材の 費用とし、当該地域における通常の実費とする。</p>					災害発生 の日から 7日以内
被服、寝具その他生 活必需品の給与又 は貸与		<p>1 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水(土 砂の堆積等により一時的に居住することができない状態とな ったものを含む。以下同じ。)又は全島避難等(一定の地域の全 ての居住者等が避難等をするをいう。)により、生活上必 要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又は損傷したこと 等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが 困難な者に対して行う。</p> <p>2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物を もって行う。</p> <p>イ 被服、寝具及び身の回り品</p> <p>ロ 日用品</p> <p>ハ 炊事用具及び食器</p> <p>ニ 光熱材料</p> <p>3 支出することができる費用は、季別及び世帯区分により、一 世帯につき次の表に掲げる額の範囲内とする。</p>					災害発生 の日から 10日以内
		1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上1人増す ごとに加算する額
住家の全壊、全焼 又は流失により被 害を受けた世帯	夏期	円 18,500	円 23,800	円 35,100	円 42,000	円 53,200	円 7,800
	冬季	30,600	39,700	55,200	64,500	81,200	11,200
住家の半壊、半焼 又は床上浸水によ り被害を受けた世 帯	夏期	6,000	8,100	12,200	14,800	18,700	2,600
	冬季	9,800	12,800	18,100	21,500	27,100	3,500
<p>(備考) 「夏期」とは4月1日から9月30日までに災害が発生した場合をいい、「冬季」 とは10月1日から翌年3月31日までに災害が発生した場合をいう。</p>							

救助の種類		救助の程度及び方法	救助の期間
医療及び助産	医療	<p>1 災害のため医療のみちを失った者に対して応急的に処置する。</p> <p>2 救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、医師、薬剤師等の医療関係者又は施術者（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師若しくはきゅう師又は柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）に規定する柔道整復師をいう。以下同じ。）が、病院若しくは診療所又は施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律又は柔道整復師法に規定する施術所をいう。以下同じ。）において行うことができる。</p> <p>3 次の範囲内において行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 診療 ロ 薬剤又は治療材料の支給 ハ 処置、手術その他の治療及び施術 ニ 病院若しくは診療所又は施術所への収容 ホ 看護 <p>4 支出することができる費用は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 救護班による場合 使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費 ロ 病院又は診療所による場合 国民健康保険の診療報酬の額以内 ハ 施術所による場合 協定料金の額以内 	災害発生の日から 14 日以内
	助産	<p>1 災害発生の日以前 7 日以内又は当該日以後 7 日以内に分べんした者であって、災害のため助産のみちを失ったものに対して行う。</p> <p>2 次の範囲内において行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 分べんの介助 ロ 分べん前及び分べん後の処置 ハ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給 <p>3 支出することができる費用は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 救護班等による場合 使用した衛生材料等の実費 ロ 助産師による場合 慣行料金の 100 分の 80 以内の額 	分べんした日から 7 日以内
被災者の救出		<p>1 災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出する。</p> <p>2 支出することができる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域</p>	災害発生の日から 3 日以内

救助の種類	救助の程度及び方法	救助の期間
	における通常の実費とする。	
被災した住宅の応急修理	<p>1 災害のため住家が半壊し、若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。</p> <p>2 居室、炊事場、便所等の日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行う。</p> <p>3 支出することができる費用は、一世帯につき 584,000 円以内とする。</p>	災害発生の日から 1月以内
生業に必要な資金の貸与	<p>1 住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行う。</p> <p>2 生業を営むために必要な機械、器具、資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与する。</p> <p>3 貸付することができる金額は、次の額以内とする。 イ 生業費 1 件につき 3 万円 ロ 就職支度費 1 件につき 15,000 円</p> <p>4 貸与期間は 2 年以内で、利子は無利子とする。</p>	災害発生の日から 1月以内
学用品の給与	<p>1 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失、損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校の児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。)、中学校の生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等の生徒等(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、専修学校及び各種学校の生徒並びに高等専門学校の学生をいう。以下同じ。)に対して行う。</p> <p>2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行う。 イ 教科書 ロ 文房具 ハ 通学用品</p> <p>3 支出することができる費用は、次の額以内とする。 イ 教科書代 (1) 小学校の児童及び中学校の生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和 23 年法律第 132 号)第 2 条第 1 項に規</p>	災害発生の日から、 教科書については 1月以内、 その他の学用品については 15日以内

救助の種類	救助の程度及び方法	救助の期間
	<p>定する教科書及び当該教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費</p> <p>(2) 高等学校等の生徒等 正規の授業で使用する教材を給与するための実費</p> <p>ロ 文房具費及び通学用品費</p> <p>小学校の児童 1人につき 4,400円</p> <p>中学校の生徒 1人につき 4,700円</p> <p>高等学校等の生徒等 1人につき 5,100円</p>	
埋葬	<p>1 災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行う。</p> <p>2 次の範囲内において、原則として棺又は棺材等の現物をもって行う。</p> <p>イ 棺（附属品を含む。）</p> <p>ロ 埋葬及び火葬（賃金職員等雇上費を含む。）</p> <p>ハ 骨つぼ及び骨箱</p> <p>3 支出することができる費用は、1体につき大人 211,300円以内、小人 168,900円以内とする。</p>	災害発生の日から10日以内
死体の搜索	<p>1 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。</p> <p>2 支出することができる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	災害発生の日から10日以内
死体の処理	<p>1 災害の際死亡した者について、死体に関する処理を行う。</p> <p>2 次の範囲内において行う。</p> <p>イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置</p> <p>ロ 検案</p> <p>ハ 死体の一時保存</p> <p>3 検案は、原則として救護班によって行う。</p> <p>4 支出することができる費用は、次のとおりとする。</p> <p>イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用</p> <p>1体につき 3,400円以内</p> <p>ロ 死体の一時保存のための費用</p> <p>(1) 既存建物を利用する場合</p> <p>当該施設の借上費について通常の実費</p> <p>(2) 既存建物を利用することができない場合</p> <p>1体につき 5,300円以内</p>	災害発生の日から10日以内

救助の種類	救助の程度及び方法	救助の期間
	<p>(3) ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合 当該地域における通常の実費を加算することができる。 ハ 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内</p>	
<p>災害によって住居 又はその周辺に運 ばれた障害物の除 去</p>	<p>1 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため、一時的に居住することができない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。 2 支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、障害物の除去を行った当該市町村の区域内の一世帯につき平均が 135,400 円以内とする。</p>	<p>災害発生 の日から 10 日以内</p>
<p>救助のために輸送 費及び賃金職員等 雇上費</p>	<p>1 次の範囲内において行う。 イ 被災者の避難に係る支援 ロ 医療及び助産 ハ 被災者の救出 ニ 飲料水の供給 ホ 死体の捜索 ヘ 死体の処理 ト 救助用物資の整理配分 2 支出することができる費用は、当該地域における通常の実費とする。</p>	<p>当該救助 の実施が 認められ る期間以 内</p>

(備考) 救助の期間については、やむを得ない特別の事情のあるときは、延長することがある。

救助従事者の救助実費弁償の範囲

救助従事者の区分		実費弁償の範囲		
		日当	時間外勤務手当	旅費
政令第4条第1号から第4号までに掲げる者	医師及び歯科医師	23,300円	日当の額を7.75で除して得た額を勤務時間1時間当たりの給与額として職員の給与に関する条例（昭和40年大阪府条例第35号）第21条第2項の規定により算定した額以内	職員の旅費に関する条例（昭和40年大阪府条例第37号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額以内
	薬剤師	16,700円		
	保健師、助産師、看護師及び准看護師	17,300円		
	診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士	16,700円		
	救急救命士	13,800円		
	土木技術者及び建築技術者	15,500円		
	大工	20,400円		
	左官	21,900円		
	とび職	23,600円		
政令第4条第5号から第10号までに掲げる者	業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその百分の三の額を加算した額以内			

扶助金の支給基礎額

対象者	支給基礎額
政令第8条第2項第2号に規定する労働基準法（昭和22年法律第49号）に規定する労働者でない者	事故発生の日前1年間におけるその者の所得（通常得ている所得以外の所得を除く。以下同じ。）の額を365で除して得た額に相当する額とする。ただし、その者の所得額が、その地方で同様の事業を営み、又は同様の業務に従事する者の事故発生の日から1年間の所得の平均額を365で除して得た額（以下「標準収入額」という。）を超えるときは、原則として標準収入額に相当する額とする。
政令第8条第2項第3号に規定する救助に関する業務に協力した者	<p>1 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和27年政令第429号。以下「警察協力者令」という。）第5条第2項に規定する額に相当する額とする。</p> <p>2 事故の発生した日において他に生計のみちがなく、主として政令第8条第2項第3号に規定する協力者（以下「協力者」という。）の扶助を受けていた者を扶養親族とし、扶養親族のある協力者については、1の金額に警察協力者令第5条第3項に定める額を加算する。</p>

【資料 17】 食料・生活必需品備蓄一覧

食 料 一 覧	生活必需品一覧
乾パン	マスク
アルファ化米	生理用品
アルファ化米（高齢者用）	トイレ（屋内設置型）
粉ミルク（850 g 入り）	トイレ（屋内簡易型）
副食（カレー・シチュー）	かまど
非常災害用ドロップス	なべ・おたま
保存用ビスコ	非常用水袋（5 リットル用）
野菜ジュース	哺乳びん
備蓄水（500 ml）	毛布
	紙おむつ
	おしりふき
	トイレットペーパー
	アルコール消毒液
	新生児用肌着

【資料 18】 防災用資機材保有一覧

懐中電灯	草刈り鎌	乾電池
救急セット（10 人用）	クリッパー	工具類セット
バール	発電機	しの
とび口	投光器	更衣テント
剣先スコップ	電動チェーンソー	給水土のう袋
ツルハシ	油圧ジャッキ（5 t 用）	防護服
大ハンマー	レバーホイスト（3 t 用）	帽子ベレーキャップ
片手ハンマー	ワイヤーロープ	ランタン
片刃のこぎり	担架	かけや
金切りのこぎり	はしご	ゴムボート
一輪車	メガホン	防災シート
リヤカー	ガソリン携行缶	ブルーシート
ヘルメット	コードリール	レスキューライト
手袋	ナイロン救助用ロープ	ヘッドライト
ラジオ付ライト	標識ロープ	ガソリン缶（10 ㍓、20 ㍓）
ラジオ	バケツ	消火器
衛生衣料（手術着、三角巾、キャップ、後ろ開きガウン、手袋）		

【資料 19】大阪府災害救助用食料緊急引渡要領

(趣旨)

第1 この要領は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」(平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知)(以下「基本要領」という。)、
「災害救助用精米の保管及び供給等の協力に関する協定」(平成9年6月2日、平成15年5月28日、平成24年4月2日、平成27年4月1日)(以下「精米基本協定」という。)
及び「災害救助用漬物の保管に関する協定」(平成8年8月8日)(以下「漬物保管協定」という。)
に基づき、災害救助法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(以下「国民保護法」という。)が発動された場合における政府所有の米穀、米穀販売事業者所有の精米及び大阪府所有の漬物(以下「災害救助用食料」という。)の緊急引渡について、必要な事項を定める。

(緊急引渡を行う場合)

第2 この要領に定める災害救助用食料の引渡しは、災害救助法又は国民保護法が発動された場合において、当該災害地を管轄する市町村長から被災者及び災害救助従事者に対する食料の緊急引渡しの要請があり、知事が救助食料の引渡しを決定した場合に実施する。

(引渡品目)

第3 緊急引渡しを行う品目は米穀(精米又は玄米)及び漬物とする。

(引渡数量)

第4 緊急引渡しを行う数量は、次表のとおりとする。

区 分	品 目	
	米穀	漬物
被災者供給用	精米1人1食当たり200g 又は 玄米1人1食当たり220g	1人1食当たり 20g
災害救助 従事者供給用	精米1人1食当たり300g 又は 玄米1人1食当たり330g	1人1食当たり 20g

(引渡手続)

第5 災害救助用食料の緊急引渡しの手続きは、次のとおりとする。

1. 知事と市町村長の連絡ができる場合

(1) 米穀（精米又は玄米）

① 市町村長は知事に災害救助用食料の引渡要請を事前に行うとともに、災害救助用食料緊急引渡申請書（様式第1号）を提出する。

ただし、申請書を提出する時間的余裕がないときは、電話等により申請することができる。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行うものとする。

② 知事は、市町村長の申請に基づき引渡数量を決定し、米穀販売事業者の倉庫の所在地と被災市町村との距離、倉庫の在庫数量等を勘案したうえで、米穀販売事業者がその引渡数量を十分に供給できる場合には③、十分に供給できない場合には併せて④の手続きを行うものとする。

③米穀販売事業者が十分に供給できる場合

ア 知事は、米穀販売事業者の中から精米の供給を行う業者（以下「供給業者」という。）を選定し、災害救助用食料（精米）供給要請書（様式第2号）により精米の供給要請を行う。

ただし、申請書を提出する時間的余裕がないときは、電話等により申請することができる。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行うものとする。

この際に知事は、供給業者以外の米穀販売事業者に対しても、電話等により連絡を行い、いつでも対応できる体制を取るよう要請するものとする。

イ 知事の要請を受けた供給業者は、知事が指定する場所へ精米を輸送し、市町村長へ納品書と併せて引渡しを行う。この時、供給業者が輸送手段を確保できない場合は、知事がこれを斡旋するものとする。

ウ 市町村長は、精米の受領後、速やかに供給業者へ災害救助用食料（精米）受領書（様式第3号）を1部提出する。

エ 市町村長は、災害救助用食料（精米）受領報告書（様式第4号）に災害救助用食料（精米）受領書（様式第3号）及び納品書の原本を添えて、速やかに知事に1部提出し、納品書の写しについては市町村長において保管するものとする。

⑤ 米穀販売事業者が十分に供給できない場合

ア 知事は、農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）に対し、政府所有米穀の引渡しに関し電話等により連絡し、その後速やかに災害救助用米穀の引渡要請書（様式第5号）を提出する。

イ 政策統括官は、アの要請を受け、政府所有米穀の販売、保管、運送等の一連の業務について委託を受けた者（以下、「受託事業者」という。）及び知事と連絡調整を行い、供給する災害救助用米穀及び引渡方法を決定する。

ウ 知事は、政策統括官と政府所有主要米穀売買契約書（基本要領様式4-23）により契約を締結する。

エ 政策統括官は、ウの売買契約の締結後、速やかに受託事業者に対し知事又は知事が指定した者（以下「指定引取人」という。）に災害救助用米穀を引き渡すよう指示

する。

オ 知事又は指定引取人は、災害救助用米穀の受領後、速やかに受託事業者が発行する引渡通知書（仮称）と引換えに災害救助用食料（米穀）受領書（様式第6号）を提出し、必要に応じて米穀販売事業者に対し災害救助用米穀のとう精を要請する。

カ 市町村長は、災害救助用米穀の受領後、速やかに知事又は指定引取人へ災害救助用食料（米穀）受領書（様式第6号）を1部提出する。

キ 指定引取人からの引渡しを受けた市町村長は、災害救助用食料（米穀）受領報告書（様式第7号）に災害救助用食料（米穀）受領書（様式第6号）及び納品書の原本を添えて、速やかに知事に1部提出し、納品書の写しについては市町村長において保管するものとする。

（2）漬物

ア 市町村長は知事に災害救助用食料の引渡要請を事前に行うとともに、災害救助用食料緊急引渡申請書（様式第1号）を提出する。

ただし、申請書を提出する時間的余裕がないときは、電話等により申請することができる。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行うものとする。

イ 知事は、市町村長の申請に基づき引渡数量を決定し、大阪府所有の漬物を保管している者（以下「漬物保管者」という。）に災害救助用食料（漬物）引渡指示書（様式第8号）により、漬物の引渡指示を行う。

ただし、指示書を提出する時間的余裕がないときは、電話等により要請することができる。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行うものとする。

ウ 知事の指示を受けた漬物保管者は、知事が指定する場所に漬物を輸送し、市町村長へ納品書と併せて引き渡す。この時、漬物保管者が輸送手段を確保できない場合は、知事がこれを斡旋するものとする。

エ 市町村長は、漬物の受領後、速やかに漬物保管者へ災害救助用食料（漬物）受領書（様式第9号）を1部提出する。

オ 市町村長は、災害救助用食料（漬物）受領報告書（様式第10号）に災害救助用食料（漬物）受領書（様式第9号）及び納品書の原本を添えて、速やかに知事に1部提出し、納品書の写しについては市町村長において保管するものとする。

2. 交通、通信の途絶等のため知事と市町村長の連絡がつかない場合

（1）米穀（玄米）

ア 市町村長は、政策統括官に対し、引渡しを電話等で要請のうえ、連絡のつき次第、知事にその旨連絡することとする。

イ 知事は、アの連絡を受けた後、1の（1）の②以降により、災害救助用食料の引渡しの手続きを行う。

（2）漬物

ア 市町村長は、漬物保管者に対し、引渡しを電話等で要請のうえ、連絡のつき次第、

知事にその旨連絡することとする。

イ 知事は、アの連絡を受けた後、1の(2)のイ以降により、災害救助用食料の引渡しの手続を行う。

(買受手続等)

第6 知事は、市町村長が第5の1の(1)の③及び2の(1)により災害救助用食料を受領したときは、精米基本協定第8条第1項の規定に基づき価格の決定を速やかに行うものとする。

(代金納付)

第7 知事は、第5の1の(1)の③及び2の(1)による災害救助用食料を受領した場合は、精米基本協定第8条に基づく請求があった日から起算して30日以内に供給業者に、第5の1の(1)の④による災害救助用食料を受領した場合は、基本要領様式4-23第3条の規定に基づき政策統括官に、第5の1の(2)及び2の(2)による災害救助用食料を受領した場合は、漬物保管協定第3条第2項に基づく請求のあった日から起算して30日以内に漬物保管者に、それぞれ納付するものとする。

附 則

1 この要領は平成2年4月1日から施行する。

2 災害時における米穀及び乾パンの応急配給要領(昭和59年9月1日施行)は、廃止する。

附 則

この要領は平成6年8月4日から施行する。

附 則

この要領は平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要領は平成18年10月2日から施行する。

附 則

この要領は平成19年5月1日から施行する。

附 則

この要領は平成22年6月3日から施行する。

附 則

この要領は平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要領は平成23年12月1日から施行する。

附 則

この要領は平成27年12月1日から施行する。

(様式第1号)

令和 年 月 日

大阪府知事様

市町村長 印

災害救助用食料緊急引渡申請書

被災者及び災害救助従事者に対する炊き出し給食を実施する必要がありますので、大阪府災害救助用食料緊急引渡要領第5の1に基づき、下記のとおり、災害救助用食料の引渡しを受けたく申請します。

記

1. 災害件名

2. 災害状況

3. 給食期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

4. 申請数量 米穀(精米) k g

漬物 k g

(内訳)

別紙のとおり

(別紙)

(1) 米穀 (精米)

区 分	ア 対象人員	イ 1人当たり 食回数	ウ 給食延人数 (ア×イ)	エ 1人1食当た り給食数量	オ 計 (ウ×エ)	備 考
被災者用		食		0.2kg		(対象戸数)
災害救助 従事者用		食		0.3kg		(災害救助従事者内 訳)
計						

※引渡希望場所

住 所

名 称

(主要道路から現地へのわかりやすい地図を添付すること)

(2) 漬物

区 分	ア 対象人員	イ 1人当たり の食回数	ウ 給食延人数 (ア×イ)	エ 1人1食当た り給食数量	オ 計 (ウ×エ /1000g)	備 考
被災者用		食		20g	kg	(対象戸数)
災害救助 従事者用		食		20g	kg	(災害救助従事者内 訳)
計					kg	

※引渡希望場所

住 所

名 称

(主要道路から現地へのわかりやすい地図を添付すること)

(様式第 2 号)

令和 年 月 日

(米穀販売事業者) 様

大 阪 府 知 事 印

災害救助用食料（精米）供給要請書

被災者及び災害救助従事者に対する炊き出し給食を実施するため、災害救助用精米の保管及び供給等の協力に関する協定第 5 条及び大阪府災害救助用食料緊急引渡要領第 5 の 1 の（1）に基づき、下記のとおり災害救助用食料の供給を実施していただきたく要請します。

記

1. 引渡市町村

2. 引渡場所

3. 引渡数量 精米 k g

(様式第3号)

令和 年 月 日

(米穀販売事業者) 様

市 町 村 長 印

災害救助用食料（精米）受領書

大阪府災害救助用食料（精米）を下記のとおり受領しました。

記

1. 市町村引取責任者

所属部課名

職 名

氏 名

2. 引取場所

3. 受領数量 精米 k g

(様式第4号)

令和 年 月 日

大阪府知事様

市町村長印

災害救助用食料（精米）受領報告書

大阪府災害救助用食料（精米）を下記のとおり受領しましたので、報告します。

記

1. 供給業者

2. 引渡場所

3. 引渡数量 精米 k g

4. 添付書類
・災害救助用食料（精米）受領書（写）
・納品書

(様式第5号)

令和 年 月 日

農林水産省政策統括官 様

大阪府知事 印

災害救助用米穀の引渡要請書

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）第4章第10の1に基づき、以下のとおり要請します。

引渡希望数量（kg）	引渡場所	引渡方法	備考

(様式第6号)

令和 年 月 日

〔大阪府知事
指定引取人
(受託事業体)〕様
(いずれかを記入)

〔大阪府知事
市町村長
指定引取人〕印
(いずれかを記入)

災害救助用食料(米穀)受領書

災害救助用食料(米穀)を下記のとおり受領しました。

記

1. (大阪府・市町村・指定引取人)引取責任者

所属部課名*

職 名*

氏 名

※指定引取人が受領する際は記入しない。

2. 引取場所

3. 受領数量 精米 k g
 玄米 k g

(様式第7号)

令和 年 月 日

大阪府知事様

市町村長印

災害救助用食料（米穀）受領報告書

災害救助用食料（米穀）を下記のとおり受領しましたので、報告します。

記

1. 引渡業者

2. 引渡場所

3. 引渡数量	精米	k g
	玄米	k g

4. 添付書類

- ・災害救助用食料（米穀）受領書（写）
- ・納品書

(様式第8号)

令和 年 月 日

(漬物保管者) 様

大阪府知事 印

災害救助用食料（漬物）引渡指示書

被災者及び災害救助従事者の給食に供するため、災害救助用漬物の保管に関する協定第3条及び大阪府災害救助用食料緊急引渡要領第5の1の(2)に基づき、災害救助用食料の引渡しについて、下記のとおり指示します。

記

1. 引渡市町村

2. 引渡場所

3. 引渡数量 漬物 k g

(内訳)

 醤油漬 k g

 沢庵漬 k g

 梅干 k g

 奈良漬 k g

(様式第9号)

令和 年 月 日

(漬物保管者) 様

市 町 村 長 印

災害救助用食料(漬物)受領書

大阪府災害救助用食料(漬物)を下記のとおり受領しました。

記

1. 市町村引取責任者

所属部課名

職 名

氏 名

2. 引取場所

3. 受領数量 漬物 k g

(内訳)

醤油漬 k g

沢庵漬 k g

梅 干 k g

奈良漬 k g

【資料 20】 応急仮設住宅建設候補地一覧表

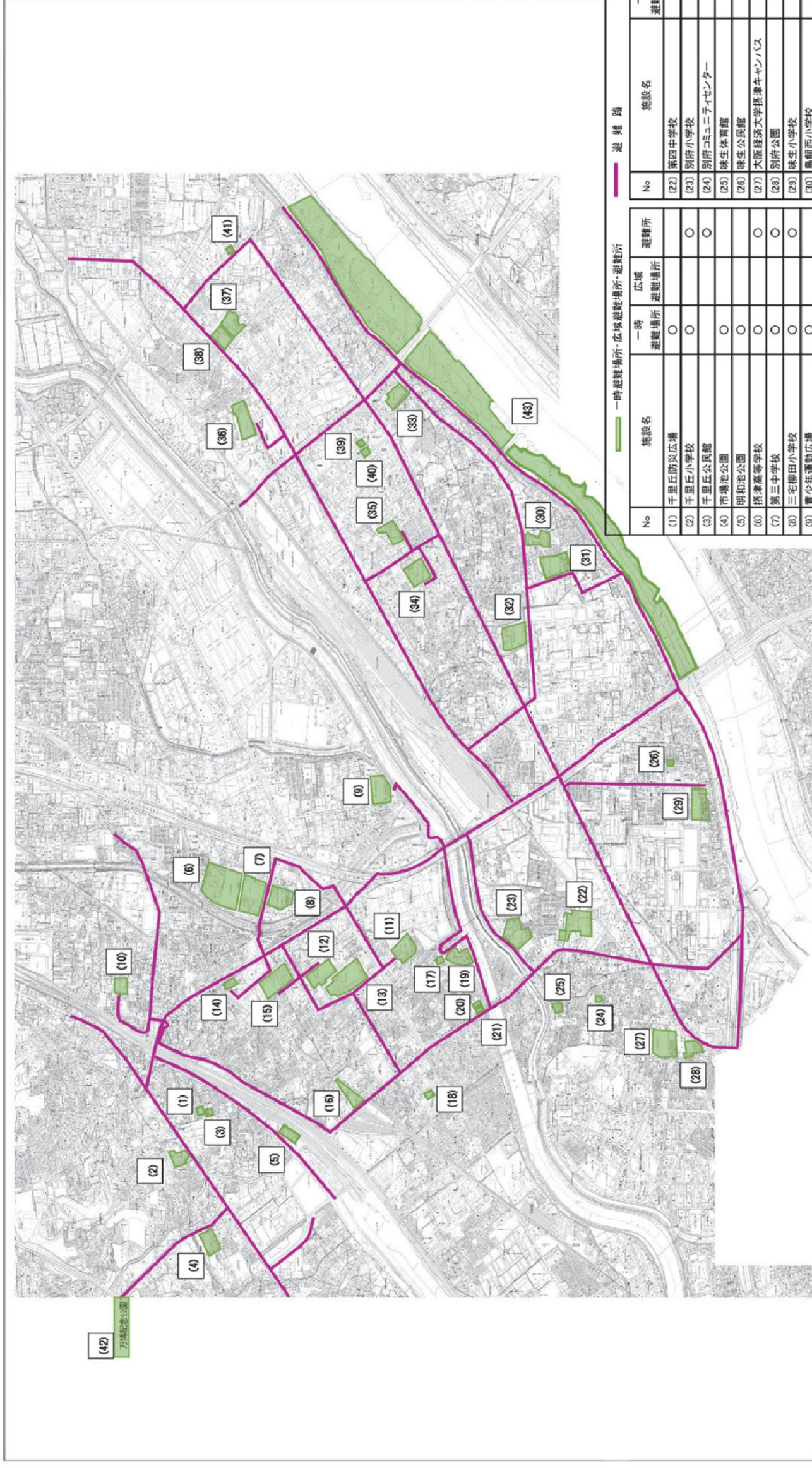
(令和元年12月1日現在)

	名 称	所在地
1	ふるさと公園	鳥飼本町4丁目7番
2	さつき公園	鳥飼本町3丁目14番
3	さくら公園	鳥飼本町5丁目14番
4	せんだん公園	鳥飼上3丁目4番
5	かえで公園	鳥飼上4丁目4番
6	あじさい公園	鳥飼中2丁目6番
7	りんどう公園	鳥飼上2丁目2番
8	あべりあ公園	鳥飼本町1丁目11番
9	しば公園	鳥飼本町5丁目5番
10	鳥山公園	庄屋1丁目2番
11	庄屋公園	庄屋1丁目10番
12	三島公園	三島3丁目13番
13	嘉円公園	桜町2丁目
14	別府公園	別府3丁目19番
15	神崎川緑地	一津屋2丁目
16	市場池公園	千里丘6丁目11番
17	鶴野第2公園	鶴野3丁目1番
18	平和公園	学園町2丁目
19	山田川公園	千里丘7丁目3番
20	青少年運動広場	鶴野3丁目1番
21	スポーツ広場	鳥飼西3丁目8番
22	明和池公園	千里丘新町2番



この図は、現時点での避難場所、避難路の位置関係を示すものであり、実際の避難場所、避難路の位置関係は、この図とは異なる場合があります。また、この図は、現時点での避難場所、避難路の位置関係を示すものであり、実際の避難場所、避難路の位置関係は、この図とは異なる場合があります。

【資料 21】避難路・避難場所等図



一時避難場所・広域避難場所・避難所		避難路	
No	施設名	No	施設名
(1)	千里丘防災広場	(22)	第四中学校
(2)	千里丘小学校	(23)	別府小学校
(3)	千里丘公民館	(24)	別府コミュニティセンター
(4)	市場池公園	(25)	味生体育館
(5)	明和池公園	(26)	味生公民館
(6)	摂津高等学校	(27)	大阪経済大学摂津キャンパス
(7)	第三中学校	(28)	別府公園
(8)	三宅柳田小学校	(29)	味生小学校
(9)	青少年運動広場	(30)	鳥飼西小学校
(10)	子育て総合支援センター遊戯室	(31)	摂津市スポーツ広場
(11)	旧三宅小学校	(32)	第二中学校
(12)	味吉小学校	(33)	鳥飼小学校
(13)	星翔高等学校	(34)	鳥飼北小学校
(14)	コミュニティプラザ	(35)	ふるさと公園
(15)	第一中学校	(36)	第五中学校
(16)	庄屋公園	(37)	鳥飼東小学校
(17)	正雀体育館	(38)	せんだん公園
(18)	正雀市民ルーム	(39)	新鳥飼公民館
(19)	安威川流域下水道味吉ポンプ場	(40)	鳥飼体育館
(20)	安威川公民館	(41)	鳥飼東公民館
(21)	市民図書館	(42)	万博記念公園
		(43)	淀川河川公園

【資料 22】避難所の福祉的整備について

市町村地域防災計画において指定される避難所（学校、公民館等）については、災害時に障害者や高齢者等が利用しやすいよう、以下の基準により施設の福祉的整備を図るものとする。

＜避難所の福祉的整備に関する基準＞

- 1 多人数の避難に供する施設の管理者は、大阪府福祉のまちづくり条例や摂津市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定道路の構造に関する基準を定める条例及び摂津市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例に基づいた整備・改善に努める。
- 2 多人数の避難に供する施設（棟）の管理者は、その施設内に福祉仕様の便所を設置するよう努める。〔ただし、障害者等が他の施設（棟）の福祉仕様の便所を支障なく利用できる場合は、この限りではない〕
- 3 市町村は、施設管理者の協力を得て、避難所生活において支障なく移動できるルート（仮設スロープの準備等）を確保するなど、避難生活（水・食料・物資の受取り、簡易トイレの使用等）に支障のないよう配慮する。
- 4 市町村は、施設管理者の協力を得て、府とともに、日常生活用具等、備品の整備に努める。（施設ごとの備品の整備が困難な場合は、緊急時に支障なく使用に供することができるよう管理体制を整える。）

【様式4】 人的被害家屋被害集計書

集計日時

災害対策本部長 様

集計者

番号	地区名 (町丁名)	人的被害 (人)				住家被害								非住家被害 (棟)									
		死者	行方不明者	重傷者	軽傷者	合計	全壊(焼)	半壊(焼)	一部破損	床上浸水	床下浸水	流失	ブロック塀等	その他	合計	全壊(焼)	半壊(焼)	一部破損	浸水	流失	ブロック塀等	その他	合計
合計																							

※ 住家被害について、各行の上段に「棟数」、中段に「人数」、下段に「世帯数」を記入すること。

【様式5】公共土木施設等被害状況報告書

調査日時
調査地区（町丁名）
調査員

災害対策本部長 様

番号	名称	管理者名	被害箇所	被害延長 (m) 又は面積 (㎡)	被害内容・ 被害額 (円)	必要な措置

※ 調査対象は、道路、橋梁、河川、水路、下水道施設、公園等である。

【様式6】公共土木施設等被害集計書

集計日時
集計者

災害対策本部長 様

	被害状況区分	被害箇所数	被害延長 (m)・面積 (㎡)	被害額 (円)
道路				
橋梁				
河川				
水路				
下水道施設				
公園				
その他				

【様式7】農地、農業用施設及び農産物被害状況報告書

調査日時

調査地区（町丁名）

災害対策本部長 様

調査員

区分	被害種別	被害数（カ所）	被害面積（a）	被害額（円）	被害作物	被害数	被害面積（a）	被害額（円）
田	流失・埋没							
	冠水							
	その他							
畑	流失・埋没							
	冠水							
	その他							
農業施設	頭首口							
	水路							
	農道							
	ため池							
	橋梁							
	揚水機							
	その他							

【様式8】農地、農業用施設及び農産物被害集計書

集計日時

集計者

災害対策本部長 様

区分	被害種別	被害数（カ所）	被害面積（a）	被害額（円）	被害作物	被害数	被害面積（a）	被害額（円）
田	流失・埋没							
	冠水							
	その他							
畑	流失・埋没							
	冠水							
	その他							
農業施設	頭首口							
	水路							
	農道							
	ため池							
	橋梁							
	揚水機							
	その他							

【様式9】 文教関係被害状況報告書（学校・幼稚園）

調査日時

災害対策本部長 様

調査員

番号	施設名	被害状況									備考
		校舎	体育館	プール	窓ガラス等	土地	ブロック塀等	工作物	樹木	その他	

【様式10】 文教関係被害集計書

集計日時

災害対策本部長 様

集計者

区分		被害数	被害面積 (m ²)	被害額 (円)	備考
建物	全壊 (焼)	(棟)			
	半壊 (焼)				
	一部破損				
	屋根瓦 窓ガラスの損壊				
	床上浸水				
	床下浸水				
その他	土地	(カ所)			
	ブロック塀等	(カ所)			
	工作物	(件)			
	樹木の倒壊	(本)			
	その他				

【様式 13】 保健衛生関係被害状況報告書

調査日時
調査地区 (町丁名)
調査員

災害対策本部長 様

番号	名称	所在地	被害状況					備考
			土地	建物	機器	施設	その他	

【様式 14】 感染症発生状況報告書

調査日時
調査地区 (町丁名)
調査員

災害対策本部長 様

番号	氏名	性別	年齢	住所	感染症名	病状 (真性、疑似等)	措置

【様式 15】 保健衛生関係被害集計書

集計日時

災害対策本部長 様

集計者

区 分	被害数	被害面積 (㎡)	被害額 (円)	備 考	
病 院					
そ の 他					
し尿処理場					
ごみ処理場					
火 葬 場					
そ の 他					
感染症名	発 生 数				
	真 性	疑 似	保 菌	死 者	合 計

【様式 16】 社会福祉・労働施設被害状況報告書

調査日時
調査地区（町丁名）
調査員

災害対策本部長 様

番号	名称	被害状況				備考
		建物	土地	設備	その他	

【様式 17】 社会福祉・労働施設被害集計書

集計日時
集計者

災害対策本部長 様

区分		被害数	被害面積 (㎡)	被害額 (円)	備考
建物	全壊（焼）	(棟)			
	半壊（焼）				
	一部破損				
	床上浸水				
	床下浸水				
	流失				
その他	土地	(カ所)			
	設備				
	その他				

【様式 18】 上・下水道施設被害状況報告書

調査日時
調査地区 (町丁名)
調査員

災害対策本部長 様

番号	名称	所在	被害状況				備考
			管路	設備	建物	その他	

【様式 19】 上・下水道施設被害集計書

集計日時
集計者

災害対策本部長 様

区分		被害数	被害状況	被害額 (円)
施設	送水管路			
	原水浄水設備			
	電気施設			
	ポンプ設備			
	水源地汚染			
	その他			
建物	事務所			
	ポンプ室			
	公舎			
	その他			

【様式 20】 市有建築物等被害状況報告書

調査日時
調査地区 (町丁名)
調査員

災害対策本部長 様

番号	名称	所在地	被害状況				備考
			建物	設備	土地	その他	

【様式 21】 市有建築物等被害集計書

集計日時
集計者

災害対策本部長 様

区分		被害数	被害面積 (㎡)	被害額 (円)	備考
庁舎 市営住宅 保育所 公民館等	全壊 (焼)	(棟)			
	半壊 (焼)				
	一部破損				
	床上浸水				
	床下浸水				
	流失				
敷地	流失	(㎡)			
	その他				
その他	財産				
	物品				
	その他				

【様式 22】 り災証明願兼証明書

年 月 日

申請者住所

申請者氏名

印

年 月 日の「

(災害名)

」により、

下記の被害があったことを証明願います。

記

	り 災 状 況
場 所	摂津市
種 類	家屋、その他 ()
所有者住所	
所有者氏名	
年 月 日	年 月 日 ()
原 因	
内 容	① 全壊 ② 半 壊 ③ 一部破損 () ④ 屋根瓦破損 ⑤ 外壁破損 ⑥ その他 ()
備 考	

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

摂 津 市 長

印

【様式 24】 緊急通行車両等確認届出書

緊急通行車両等確認届出書		
大阪府公安委員会 殿		年 月 日
届出者 住 所 (電話番号)		
氏 名		印
行政機関等の名称等	1 指定行政機関 2 指定地方行政機関 3 地方公共団体(執行機関を含む。) 4 指定公共機関 5 指定地方公共機関 6 その他 ()	
	名称 ()	
業 務 の 内 容	1 警報の発令等 2 消防等の応急措置 3 救難救助等 4 児童等の教育 5 施設等の応急復旧 6 保健衛生 7 社会秩序の維持 8 緊急輸送の確保 9 災害の防御等 10 その他 ()	
番号標に表示されて いる番号		
車両の用途(緊急輸送を 行う車両にあつては、輸 送人員又は品名)		
車 両 の 使 用 者	住 所	電話番号 ()
	氏 名	
通 行 日 時		
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地
備 考		

【様式 25】 緊急通行車両確認証明書及び標章

災害対策基本法施行規則別記第4号

撰津 第 号		年 月 日	
緊 急 通 行 車 両 確 認 証 明 書			
大阪府公安委員会		<input type="checkbox"/>	
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

◎標章



備考

1. 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年月日」の文字を黒色、「登録(車両)番号」並びに「年月日」を表示する部分を白色、地を銀色とする。
2. 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
3. 図示の長さの単位はセンチメートルとする。

【様式 26】 自衛隊の災害派遣要請の様式

	文書番号
	年 月 日
大阪府知事	
様	
	摂津市長 印
自衛隊の災害派遣要請について	
災害対策基本法第 68 条の 2 の規定により、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を依頼します。	
記	
1. 災害の情况及び派遣を要請する事由	
2. 派遣を希望する期間	
3. 派遣を希望する区域及び活動内容	
4. その他参考となるべき事項	

	文書番号
	年 月 日
大阪府知事	
様	
	摂津市長 印
自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について	
年 月 日付第 号により依頼した自衛隊の災害派遣要請について、下記のとおり撤収要請を依頼します。	
記	
1. 撤収要請日時	
2. 派遣された部隊	
3. 派遣人員及び従事作業の内容	
4. その他参考となるべき事項	

【様式 27】 災害情報受付票

受付日時	年 月 日 午前 ・ 午後 時 分			
受付者				
情報提供者	氏名： 住所： 連絡先：			
情報区分	避難者受け入れ	支援物資	復旧状況	その他
情報要旨				
対応状況	対応概要・対応者等			
チェック欄	<input type="checkbox"/> データ入力	<input type="checkbox"/> 内容確認	<input type="checkbox"/> 掲示（要 ・ 不要）	

摂津市地域防災計画

令和2年（2020年）4月発行

摂津市 総務部 防災危機管理課

〒566-8555 大阪府摂津市三島1丁目1番1号

電話 06(6383)1111

072(638)0007
